



初夏の頃 編集部

目 次

特集 農の福祉力

- 特集にあたって―農の本質と可能性―……………安藤 光義 (4)
- 農業と福祉から見える「農生」の思想と新たな取り組みへ
～「集中管理雇用」モデルと「社会事業協同組合」のススメ～……………濱田 健司 (7)
- 農業分野における障害者就労の先駆け「こころみ学園」に学ぶ
―ココ・ファーム・ワイナリーとの
有機的な結びつきによるワイン用ぶどうの生産―……………吉田 行郷 (16)
- 淡路島における障がい者に対する新たな農業就業モデルの開発……………豊田 正博 (26)
- 「社会福祉法人が取り組む農業分野への障害者就労の取り組み」
～社会福祉法人白鳩会の挑戦～……………榊 登 (35)
- TPP参加問題・日米首脳会談と日米両政府等の動向**
―アメリカ政府は、対日要求を明示すべきである―……………服部 信司 (43)
- 緊急シリーズ “放射性物質除染技術の提案①”**
放射性物質に汚染された農地の農業機械を利用した表土除去技術
……………長坂 善禎・小林 恭 (49)

〔時評〕 国際協同組合同年と漁協の責任 …………… (KK) (2)

☆表紙写真 沖縄の海 編集部

「農村と都市をむすぶ」2012年6月号(第62巻6号)通巻728

国際協同組合年と漁協の責任



漁業者数でも生産規模でも、震災前に比較して一回り小さくなったことは否めないが、被災地漁業はようやく従来のサイクルを回復するところまで来た。

この復旧過程を牽引したのは、行政が用意した事業メニューを地元の漁業者に提示し、具体的な計画を立案し、個々の申請者ごとに行政が要求するすべての証明書・計画書等を整えて申請実務を取り仕切った漁協の奮闘であった。事業関係要綱の確定・公表から締切まで実質一ヶ月ないしそれ以下といった無茶な条件で申請期限が設定されても、漁協職員達は泣き言をいうこともなく、期日までに必要な手続きを完了したのである。しかしその反面として、そうした事務体制をとれなかった漁協は事業の対象外におかれてしまったし、内部調整に十分な時間をとれずに手続きを急ぎ、少なからぬしわ寄せをもたらした事例も見られる。

被災地の漁協においては、漁協が経営する魚市場施設、種苗施設、漁協事務所等が被災し、その復旧費用の自己負担が重くのしかかっている。被災後の長期間、魚市場機能が停止し、漁協の収入がほとんどストップしてしまったために、漁協職員の解雇、賃金切り下げも広

く見られた。水産加工業の回復が遅れ加工原魚が販路を失ったこと、ホタテガイやサケのように輸出比率の高い産品が原発事故によって輸出市場を失ったこと等、いずれも漁協事業に大きな打撃となった。

こうした悪条件が累積して、被災の著しかった岩手県大槌町漁協が倒産＝解散に追い込まれたように、多くの漁協が実質的な債務超過に陥ってしまった。漁協への融資条件は緩められたが、被災前から経営状態の悪かった多数の漁協には、震災によってさらなる負債を負う力がなかったのである。加えて、漁協経営を圧迫する内部要因も無視できない。大震災で死亡した組合員、住所を他市町村に移した組合員は法定脱退の対象なので、出資金を払い戻さなければならない。また正組合員として残る漁業者も、漁協が支払い能力を持っているうちに、出資金・貯金を引き出してしまおうという意向を持ちやすい。こうして漁協は今、内部的な結束を固めて、本来の機能を発揮できるか否かの試練に直面している。

漁協の苦難の状態は、沿岸漁業・漁協を縮小させたい人々にとっては、好機と映っており、「だから漁協はダメなのだ」といった「自業自得論」が流されている。「漁協の経理、財務管理がいい加減で備えがないから、地震程度で経営が揺らぐのだ」という非難である。

この種の漁協否定論は、経団連傘下の日本経済調査協

議会・高木勇樹委員会が早くから主張していたが、同委員会は震災直後に発表した提言「東日本大震災を新たな水産業の創造と新生に」(昨年六月三日)の中で、漁協は「経営が成り立たない」ので「電力会社からの補償金などで経営を維持してきた例が多くある」、「自営事業などを営み赤字が多くなった例もある」、「赤字になり、それらを繰り越したり、理事会や総会にも適切に諮られない場合もある」として漁協の経営能力と存在意義を否定し、「投資者、加工業者、造船など関連業者と漁業者など全てが参加する組織法人」を「地域新生の中核的組織とする」として、漁協に代位されるべき新組織の設立を提案していた。

高木委員会の主張を引き継ぎつつ、より広く一般世論を対象としているのは、JR関係の月刊誌「WEDGE」である。同誌は昨年の一〇月号で「時代遅れの漁業権」という特集を組み、沿岸漁業者の経営を重視している現行の漁業権制度を変更して、外部企業が自由に漁業権を入手できるようにせよという高木委員会の年来の主張を繰り返し、その制度改訂への障碍として漁協への非難を行っている。

加えて今年の三月号では「こんなに儲かる漁業補償」という特集を組み、漁協はまともな経済事業体としては存続できず、漁業権が存在するから取得可能になる漁業

補償によってかろうじて赤字経営を黒字にしているという。また、「カネのために掲げた『反原発』」として、漁業者・漁協は原発設置に反対すれば補償金がつり上がるから反対運動をしているだけだと述べている。しかも、再生可能エネルギーへの国民的期待が高まっている状況を見据えて、「洋上風力発電も狙われる?」として、再生可能エネルギーの実現を漁協が漁業補償はしさに妨害するのではないかという憶測を並べている。

もちろん、漁協のあり方をめぐる冷静な批判は必要である。しかし漁協経営の困難の原因をもっぱら漁協の主体的要因に求め、今日の漁協の累積債務をもたらした漁業経営環境の客観的悪化や、投資奨励・負債整理先送り型の年来の水産行政の責任を問わないことは、沿岸漁業を縮小させ、沿岸域を自由に開発利用しようとする思惑に基づく意図的な議論と言わざるを得ない。

折しも今年には国際協同組合年であり、各種の協同組合が共通して、その組織形態の利点を最大限に発揮して、時代の課題に答えるべき時である。漁協は日本における諸協同組合のうちで最小の組織であるが、他の大規模な協同組合組織と肩を並べて、協同組合否定論と戦うべき光栄ある位置にあることを自覚したい。

(KK)

特集にあたって―農の本質と可能性―

東京大学大学院農学生命科学研究科准教授 安藤 光義

農の本質は生命を育むことにある。自然の中で生命を育みながら共に暮らし、自らも成長するという基層的な部分は、どれだけ農業の産業化が進められたとしても決して消し去られることなく残っている。これは農の可能性である。ただし、それは決して牧歌的な楽園ではなく、現実には、時として厳しいその素顔をみせる自然との戦いであり、生産力の安定と向上を目指し、少しでも効率を高めようと、地道な努力が営々と積み重ねられた結果として、現在があることも忘れてはならない。農業と福祉の結合は、ある意味、前者の可能性に賭けながら、それを現実のものとして成り立たせるために、何とかして後者の効率性との折り合いをつけようとする格闘なのかもしれない。

今回は「農の福祉力」と題し、障がい者の就労の場として農業がどのような役割を果たし得るのか、その実際はどうなっているのか、また、抱えている課題は何かといった点について、四人の方に執筆をお願いした。

一人目の濱田健司氏はこれまで障がい者の農業就労に関わるさまざまな取り組みを研究、紹介してきたこの分野の第一人者である。濱田氏は「自然との繋がりを持ちながら、自然に学び、自然に感謝し、自然とともに生き、自分の役割を果たす」行為を「農生」と定義し、福祉と農業のコラボレーションの可能性を提起する。だが、重要なのはそれを「単なる障がい者福祉」「農業サイドによる弱者の救済」とみなしてはならないことである。それには「意識の壁」を乗り越え、障がい者・健常者という枠組みを取り払い、働きやすい職場環境・労働環境をどのように再構成するかという視点から取り組む必要があると提言する。また、「集中管理雇用モデル」や「地域事業協同組合」、さらには「農業者適応支援制度」「マッチング制度」「ユニバーサル就労支援機構」といった具体的な施策を提案しており、大変参考になる。

二人目の吉田行郷氏は、多くの施設の「目標」とされてきた、栃木県足利市の「こころみ学園」の事例に基づいて、障がい者就労に関する考察を行っている。高い農業生産技術水準、ワイン醸造による生産物の販路確保と高付加価値化といった優れた経営手腕もさることながら、それ以上に注目したいのは、「それぞれの園生の障がい特性を踏まえた作業分担が行われており、重度の障がい者もやり甲斐を感じることができ、仕事を持っている」という点であり、「新しく入所してきた園生にシイタケ栽培の原木運びをさせて」「仕事の適性を判断」しているという点である。農業は定型化できない様々な仕事の寄せ集めだが、逆にそのことが多様な個性を持つ障がい者にふさわしい働く場の創出に繋がっているということなのだろう。なお、吉田氏が所属する農林水産政策研究所は「農福連携研究チーム」を立ち上げ、「社会福祉法人、NPO法人等と連携した農業生産新興や雇用促進等」をテーマとした研究に取り組み、その成果をまとめた報告書が公開されていることを申し添えておく。

三人目の兵庫県立淡路景観園芸学校・兵庫県立大学大学院の豊田正博氏は、障がい者の農業就労モデルの開発の最前線の状況を分かりやすく紹介している。詳しくは本文をお読みいただければと思うが、「対象者の能力を引き出したり刺激したい機能を使うプログラムを提供して健康（心身だけでなく社会的健康も含む）の改善を図る」「園芸療法の手法を障がい者の就労支援に取り入れた点が注目される」「障がい者の特性をよく理解すること」を重視し、「障がい者と農作業のマッチングでは、障がい者の興味関心を踏まえ、試行錯誤的にいろいろな作業を体験してもらい、得意な作業や、訓練により作業の向上が見込まれる作業に従事してもらうことになる」という内容は、「こころみの学園」のそれと相通ずるものがあるように思う。これに「人と仕事のマッチング」が加わる。こうした精緻な分析が進むことで、行く手を阻んでいた「壁」は相当程度引き下げられるはずである。兵庫県立淡路景観園芸学校・兵庫県立大学大学院の取り組みの今後の一層の発展が期待される。

四人目の鹿児島県南大隅町に本部を置く社会福祉法人「白鳩会」の榊登氏には、これまでの取り組みを自ら振り返っていただいた。組織を貫く基本理念は「職員が額に汗して労働に勤しむ後姿を通して利用者に働きかけを行う」という「共汗共有」だが、決して精神主義のそれではない。同時に経済合理性を追求してき

た点がポイントである。すなわち、「障がい者に良い条件を提示できなければサービスは買ってもらえない時代であり、そのためにも高い賃金を支給する体制を築かなければならない」という認識の下、茶生産・製茶部門にはじまり、養豚生産・肥育牛生産部門、豚肉加工部門、野菜栽培（水耕・土耕）部門、大豆栽培・花卉栽培部門、さらにはイタリアンジェラートの製造まで経営を多角化（六次産業化）し、障がい者の就労の場を創出してきたのである。また、「能力や体力に応じた仕事を担って」もらう体制を構築している点も注目される。

事例を読み込めば読み込むほど、実は、こうした取り組みは障がい者就労のポイントではなく、農業経営一般、さらには経営一般に適用されるべき普遍性を有しているのではないだろうか。各人の個性を的確に見抜いて、適切な仕事を与え、貢献と繋がりを実感できるような働き方が実現しているかどうかは、業種を問わず、どの経営にとっても重要だし、自ら先頭に立って一緒に働くことが人を動かすというのも基本原理である。優れた経営は、そして優れた経営者は、障がい者に限らず、すべての人に優しいということなのである。

最後になるが、本特集を企画するにあたり、一人目の執筆者である濱田健司氏から多くのご示唆を受けた。ここに記して謝意をあらわしたい。

農業と福祉から見える「農生」の思想と新たな取り組みへ

「集中管理雇用」モデルと「社会事業協同組合」のススメ

農協共済総合研究所主任研究員 濱田 健司

1、今、なぜ、障がい者の農業就労なのか

(1) 農業サイドのかかえる問題

我が国の食料自給率は先進国の中で最も低い約四〇％である。しかし、これは現在の農業の従事者数が維持されていることが大きな前提条件となっている。

平成二二年の農業就業人口は二六一万人で、昭和三五年と比較すると八二・一％も減少している。基幹的農業従事者では二〇五万人と八二・五％も減少して約六分の一という状況にある。平成二二年の我が国の一五歳以上の人口は一億一〇四九万人であるから、農業就業人口は二・四％にすぎない。この農業就業人口のうち七〇歳以上の者は、一二五万人で全体の四七・九％を占めており、今後一〇年以内に実質的な従事者は一八〇万人程度になる可能性がある。つまり、農業に従事する者が一・六％

程になると予想される。毎年数万人の新規就農があっても、今の五〇歳代と六〇歳代の高齢化やリタイヤが進めば、最終的には一〇〇万人を下回る可能性すらある。

高齢化と後継者不足による担い手不足問題に直面しているのである。

(2) 福祉サイドが抱える問題

近年、障がい者の就労がすすみつつあるものの、社会的な自立を果たすことはまだまだ難しい。

平成二〇年「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査の結果について（厚生労働省）」によれば、一五歳～六四歳までの障がい者二〇五万人のうち働いている者が八二・六万人で就業者割合は四〇％程度である。身体障がい者四三・〇％、知的障がい者五二・六％、精神障がい者一七・三％となっている。特に精神障がい者の就業は厳しい。非就業者の中で、就業希望者は身体

障がい者五八・七％、知的障がい者四〇・九％、精神障がい者六二・三％、平均すると五七・一％もいる。

また、雇用形態をみると、非常用雇用は身体障がい者四七・一％、知的障がい者八〇・〇％、精神障がい者五九・七％となっており、平均では五九・三％と極めて不安定な雇用状態にある。

さらに賃金は月平均一万三千円程度しかなく、小規模作業所に至っては三〜七千円の事業所も多く、障害者年金は最高でも八万円ほどで、合わせても一〇万円未満と極めて低い所得になっている。

低就業・不安定雇用・低賃金という問題を抱えているのである。

(3) 福祉と農業のコラボレーション

平成二二年度の障がい者の産業別就職件数は農林水産業分野が二・二％で、近年増加傾向にある（平成二〇年度一・二％↓平成二一年度一・七％）。

仮に一五歳〜六四歳までの非就業の障がい者約一二〇万人の一〇％が就農すれば一二万人、五％なら六万人、三％なら三・六万人となる。これは今後急速に減少していく農業の従事者を補完する可能性を秘めているといえる。

またパート賃金を障がい者に支払うことができれば、例えば月に五〜八万円あるいは三万円でも支払うことが

できれば、障がい者にとって大きな収入の機会となる。

農業も障がい者も、市場メカニズムの効率性の中で疎外されてきた存在である。しかし、この両者の親和性は極めて高い。農業は自然や生き物と向き合う産業であり、障がい者にとって他産業に比べ働きやすいといわれている。したがって、両者がコラボレーションすること、互いに問題を補完しあうことも可能となる。

さらに、障がい者だけでなく、ニートやフリーターや若年失業者なども農業へ導くことができれば、彼らがこれからの担い手の大きな存在の一つになる。また、農業だけでなく林業や漁業においても就労が可能であろう。間伐、竹の管理、バイオマス燃料としての森林管理や魚の養殖など農林水産業と福祉のコラボレーションは今後さらなる発展と深化が期待される。

2、新しい「農業」への移行〜「農生業」へ〜

こうした取り組みを単なる障がい者福祉としてはならない。また、農業サイドによる弱者の救済であってはならない。この中に見出される「農」の新しい可能性に気づき、それを産業・事業として構築していくことが求められる。

そうした新しい「農業」をここでは「農生業」と呼ばせて頂く。

「農生業」は①レクリエーション、②治療、③癒し、④健康づくり、⑤生き甲斐づくり、⑥文化形成、⑦教育、⑧観光、⑨環境保全、⑩食料安全保障、これまでの⑪食料生産（加工含む）、⑫食料販売（外食も含む）などを生み出す産業・事業である。環境保全も食料安全保障も現在は無償のものとなっている。自衛隊や警察や消防など国家や国民の「安全・安心」というサービスを生み出すことが有償事業であるとすれば、本来、⑨や⑩もサービスを実現するためには有償でなければならないといえよう。

したがって、①～⑫などのこうしたサービスを生み出し、その対価を得るといふ農業がこれからの「農業」＝「農生業」となるであろう。

⑨や⑩は、「生活保障」事業の一つとして国家の戦略として保障する食料の生産・管理体制を整備していくことが必要であるし、①～⑧については農生産者だけでなく、企業も含め様々な人や組織が農の生み出す新しい価値を、モノだけではないサービスを提供していく産業構造を構築していくことが望まれる。

その中に、「農の福祉力」（詳細は後述する）を發揮して実現するリラクゼーションやリハビリテーションや障がい者の就労訓練などがある。

したがって、これからの「農」は、単にモノを「つく

る」という行為だけでなく、「つくる・ふれる・つかう」という行為、それはいろいろなA (agriculture) という行為である。例えば、臭いをかぐ、食べる、見る、感じるであったりさまざまである。そしてこうした「農」を通じて、①～⑫などの目的を達成する。

農の場も生産方法も、農山漁村や農地や土耕での生産にとどまらない。都市地域における家庭菜園、市民農園、体験農園、園芸、緑化、アロマなど、さらには工場や家庭での水耕栽培もその一つとなる。

したがって、「農」の特徴は「いつでも、どこでも、誰でも」いいものとなる。そして「つくる・ふれる・つかう」のそれぞれ単体あるいは結合および一体化したものになる。

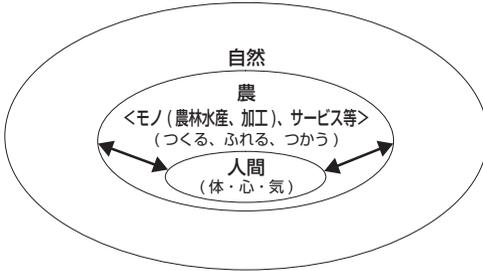
Aは第一次生産の農林水産業にとどまらない、モノ生産・販売だけでない産業としての生活サービスを含んだ「農的産業（①～⑧と⑪と⑫）」「農的事業（⑨と⑩）」であり、モノづくりとそれに付帯したサービスを提供するものである。それが新しい「農業」、「農生業」である。

3、「農生」とは

(1) 「農生」の範囲

農は「つくる、食べる、遊ぶ、癒す、治す、学ぶなど」のために自然と繋がる行為である。繋がる行為とは、「つ

<農生>



くる＝P (Produce)、「ふれる(見る、触る、その場にいるなど)＝T (Touch)、「つかう＝U (Use)」、PUTということがある。

生は「いのち」であり、1) 人間のいのち(体・心・気分野)、2) 他のいのち(自然分野(動物・植物・土・空気・水・光など))に分かれる。

(2) 「農生」の思想

農生の思想とは、「農と共に生きる」

ことを目指す、人間と自然のあり方を示す考え方である。農とは自然との間における生業で、生業とは「働くこと、暮らすこと、生きること」である。農は「自然に働きかけ、自然と繋がり、自然と共に生きる」、自然と人間の間を結ぶ行為である。人間と自然は一つの「いのち」であ

り、同一のものである²⁾。したがって人間が生きる、豊かに生きるということは、本来自然も豊かになるということである。

つまり、農生の思想とは人間が自然と共に生きるための「いのち」の思想である。人間が、自然を思いやり、自然に感謝し、自然に学び、自然と共に誠実に生きる考え方である。この実践を通じて人間としての成長を目指すものである。

より広義の意味では、自然・他の人・子孫を思いやり、それらに感謝し、それらと共に、誠実に生きるという考え方である。

したがって、農生とは、「自然・他の人・子孫等のいのちとの繋がりを持ちながら、自然に学び、自然に感謝し、自然とともに生き、自分の役割を果たす」行為となる。

4、「農の福祉力」

「農」には福祉力がある。ここでいう「農の福祉力」とは、①「つくること」、②「たべること」、③「その場にいること」などにより「癒し」「健康づくり」等の効果を発揮する、人の心・気・体などへの作用の一つである³⁾。ここに農業ではなく「農」としての新しい価値、「農生」を見出すことができる。

主な効果としては、人間の心・気・体への影響を及ぼ

すものである。それは1)癒し、2)健康づくり、3)治療、4)レクリエーション、5)生き甲斐づくり、6)雇用・就労訓練等である。

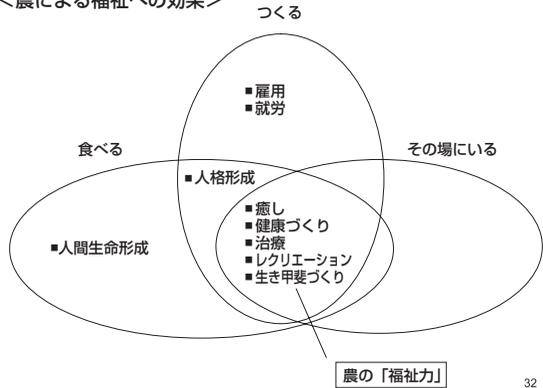
対象は、子ども、社会人、高齢者、ニート、フリーター、心・体の一部になんらかの障害を持つ人々等である。

今後、こうした農の福祉力を活かした新たな産業、つまり「農生業」の一部が創造・発展・拡大していくことが期待される。それはこれまでの単なる食料供給産業だけでなく、レジャー産業、教育産業、医療産業、福祉産業、そしてこれらの複合産業としてである。

5、障がい者の農業就労にかかる取り組み

著者は、これまで障がい者の農業就労にかかるとさまざま

＜農による福祉への効果＞



32

まな取り組みを研究・紹介してきたことから、取り組みの詳細はそちらを参照⁴して頂きたい。本節ではさらなる取り組みの広がり期待して、新たな雇用モデルの提案を行い、取り組みを推進・補完するために必要と考えられる制度についていくつか私見を述べさせて頂く。

(1) 「意識の壁」

農家や農業法人、あるいは企業が障がい者を雇用するには大きな「意識の壁」がある。法律（障害者雇用促進法）において、従業員数二〇一名以上の企業は障がい者を従業員数に占める一・八%以上雇用しなければならぬことになっている。これを守らない、達成できていない企業は、未達成一名当たり年間六〇万円を、いわゆる罰金に相当する障害者雇用納付金を支払うことが義務づけられている（集められた納付金は達成している企業へ報奨金や障害者雇用調整金等として分配）。しかし、それでも企業の障害者雇用率は平成二三年一・六五%で目標に到達していない。これは主として以下のような意識が働いているためと考えられる。

- ① 「障がい者どのように接したらいいかわからない」
- ② 「なにか問題を起こすのではないか」「作業をさせてもうまくできない」

③「パニックを起こすのではないか」

④「障がい者を雇用しては作業効率が下がる」などである。

しかし、実際に知的障がい者や精神障がい者と接したり、障がい者雇用に積極的に取り組んでいる事業所のヒアリング調査によれば、①②③については過度なイメージの先行によるものといえる。

①は、健常者に比べればコミュニケーションをとれるようになるまでは時間もかかることは多いが、一旦信頼関係を築けば彼らの「素直さ」ゆえに、より強い絆が結ばれる。

②は、よく知的障がい者に対してこのようなイメージを抱くが、彼らは仕事を学ぶまでは健常者よりも時間がかかるが、一旦覚えてしまえば、特に繰り返し作業については健常者以上に正確にそして丁寧に仕事をする事ができる。

③は、なぜ知的障がい者や精神障がい者がパニックを起こすのかを考えた時、事業所の側の人間関係の希薄さ、人材育成システムの問題、過度な業務・責任の負担など健常者にとってもかなり負荷となるような労働環境や人間関係が、そうしたことを引き起こすことが多い。したがって、健常者自らの考え方そして職場の体制を見直したり、彼らとしっかりと向き合えば、こうしたこと

はほとんどなくなっていく。

④については、規模が小さい事業所であればあるほど、経営が成立しなければ雇用もできないことから、景気が低迷する今日、こうした考えとなることは十分理解できる。しかし、本来、障がい者も一緒に働くことができる職場環境づくりを目指すことが必要である。

つまり、1)相談・仲介できる体制、2)コミュニケーション、3)教育、4)もしもの時の支援、5)小規模経営での雇用支援、そして何より障がい者と直接接すること等が「意識の壁」を取り払うために重要となる。

さらに、企業また福祉サイド（社会福祉法人やNPO等）が農業を新規事業として取り組むにあたって、ア）農業技術の取得、イ）大きな初期投資、ウ）天候に左右されない安定事業化、エ）農地等の取得、オ）販路の確保など、乗り越えなければならぬ課題がある。

そうしたことから企業が農業における障がい者就労に取り組むことはまだまだ難しい状況にある。また、農家や農業法人であっても同様に①②④の「意識の壁」はある。

しかし、こうした1)④、ア)オ)の課題を低減できる事業モデルがある。それが「集中管理雇用」モデルである。

(2) **新たな雇用モデル「集中管理雇用」モデル**

「集中管理雇用」モデルは、耕作放棄地などにおいて、ハウスや農地を区画で区切り、全体をとりまとめる組織（以下、集中管理組織等とする）が農業指導や障がい者の指導・支援などを行い、企業が区画毎に障がい者を雇用し農業生産を行うものである。つまり、全体を管理する集中管理組織等が営農指導、労務管理・業務管理の支援（必要に応じて仲介・調整、障がい者の相談、地域との調整・仲介などを行い、企業が現場の作業所等を共用し支店や支部を置き、障がい者を雇用するモデルである。このモデルは一つの農地だけでなく、集落や街全体の農地において取り組むこともできる。

例えば、農業分野においてそれに近いことに取り組むX県における株式会社Yの取り組みがある。Y社は地域の原野を借りてハウスを建て、ハウス内を区分けし水耕栽培を導入している。ここではA列をA社、B列をB社、C列をC社に貸し出し、障がい者が雇用されている。各社はY社より水耕栽培施設を借り、肥料や農薬等の資材は購入し、使用した光熱費やトイレの共益費等を支払い、障がい者と雇用契約し農業栽培を行っている。

ここでは、前述の1)〜4)、さらには新規事業としての農業への取り組みであるという課題に対応できるようにしている。各社は雇用契約を結び、障がい者数名に対し一名の健常者スタッフを配置している。

このモデルであれば、障がい者雇用の経験がない企業、農業経験がない企業でも、規模のやや小さな企業であっても参入しやすい。また、都市の企業が農村に支店や支店をつくることで都市からの資本の還流、農山漁村地域の障がい者の雇用創出に結びつく。

現在、農業の現場において複数農家や集落による農業法人の立ち上げがみられるが、都市の複数の企業が協同して一組織を設立し運営することや、JAや農業法人などがY社のように企業の受け入れ先となり、障がい者雇用と農業生産の推進に取り組むということも考えられる。集中管理組織等としては、JAや生協や労働者協同組合等協同組合セクター、企業、福祉組織等、NPO法人、行政などが想定される。

(3) 農山漁村地域で障がい者を雇用する「社会事業協同組合（仮称）」へ

都市地域だけでなく農山漁村地域であっても、そして法律によって平成二七年以降は一〇一名以上の企業も障がい者を雇用しなければならぬ。しかし、一・八％ということでは従業員数一〇一名であれば二名程度の障がい者を雇用しなければならず、実際にはこうした小規模の企業は④にあるように経営上難しい側面があり、雇用がすすんでいないのが現状である。

しかし、このような「集中管理雇用」を行うために、

地域の企業等の法人などが出資して「社会事業協同組合」を設立し（ここではそう呼ばせて頂く）、そこで障がい者を集中管理雇用し、出資した法人の仕事の請負を行ったり、出資した法人へモノやサービスを提供することができれば、仕事の安定確保と障がい者雇用を実現することが可能となる。

この「社会事業協同組合」によって、障がい者だけでなく高齢者や健常者の雇用も促進される。「社会事業協同組合」は（広義には労働者が出資し労働者が経営し労働者が働くといういわゆる労働者協同組合などを含む）、単独での障がい者雇用が難しい中小企業等の法人（や事業所）が共同出資し、法人が経営し、障がい者等の社会的排除されてきた者が働くというものである。組合は場合によっては、地方の中小企業だけでなく都市の中小企業と設立したり、都市の企業が農村に設立しても良い。

6、新たな制度への期待

(1) 「農業適応支援者制度（仮称）」

障がい者が仕事に定着するために、仕事を覚えるだけでなく、人間関係、組織風土などに慣れることが重要となる。そこで障がい者の職場での適応を促進するために厚生労働省はジョブコーチという制度を設けている。特に農業は障がい者への対応と働く先との調整に加え、農

業技術を指導できる専門指導者が必要となる。

農業への定着をはかるために、農業技術の研修および障がい者対応の研修、さらには行政の制度・法律を学ぶ研修などを修了した者を派遣できる制度の創設が期待される。この制度は、将来的には障がい者だけでなく新規就農者やフリーターやニートなどへの指導に適用できるようにしていくことも想定される。

(2) 「マッチング制度（仮称）」

農家や農業法人が障がい者を雇用したい、反対に障がい者施設・学校が障がい者を地域の農家や農業法人等に派遣・就労させたい場合などに、そのマッチングを行う組織が必要となる。既に山形県や鳥取県などでは農業・福祉の担当部署が実施している。これを全国的に展開していくことが望まれる。

(3) 「ユニバーサル就労支援機構（仮称）」

さらに(1)や(2)の取りまとめや実施、視察・研究・障がい者の農業研修などを行う、地域の関係団体との調整を行う、中間支援組織が求められる。

三重県名張市では行政が「名張市障害者アグリ雇用推進協議会」を設置して、学校関係者、農業関係者、福祉関係者と一緒に就労支援のための体制を整備している。また、静岡県では早くから、これらの機能を果たす「NPOしずおかユニバーサル園芸ネットワーク」が創設さ

れている。

7、終わりに

疎外されてきた農と福祉には新たな可能性が見出される。そこには新しいサービスを提供し、さらに私達の「生活保障」を実現するために必要な農があり障がい者がいる。モノ提供ではないサービス提供による新たな農の生み出す価値産業・事業の創造が期待される。小さくてもいい、農と福祉に大きな希望を抱きながら、着実にこの取り組みをすすめていきたい。

1 「農生」という言葉は、「農業・農村若手コンソーシアム」

という任意団体の研究会においてつくりだされた言葉であり、その定義については現在も議論を行っており、本定義は著者によるものである。

2 自己と他者とが支え合う「共生」、さらには自己と他者が同一であるという「一元論」が基本理念である。

3 濱田健司「都市農業における農の「福祉力」を活かした取組み」『共済総研レポート』二〇〇七年八月九二号

4 農協共済総合研究所『共済総研レポート』N. 九九、一〇〇、一〇一、一〇五、一一〇号等を参照。

5 濱田健司「農業生産分野における障がい者雇用モデルに関する研究」『共済総合研究』二〇一〇年十一月六〇号

6 実 は 農 業 生 産 分 野 の Y 社 より 早 く、 事 務 分 野 に お い て 株 式

会 社 Z が 既 に 行 っ て い る。 一 般 に 都 市 の 企 業 は、 障 が い 者 雇 用 の 経 験 が なく、 又 た 都 市 地 域 で は 軽 度 の 障 が い 者 を 雇 用 し た く て も 既 に 軽 度 の 障 が い 者 は 不 足 状 況 に あり、 雇 用 が 難 し い。 そ れ に 対 し て、 農 山 漁 村 地 域 を 含 め 地 方 で は 軽 度 の 障 が い 者 の 雇 用 も 十 分 で は な い 状 況 に あり。 そ こ で、 Z 社 は 地 方 に ビ ル を 借 り 上 げ、 そ の ビ ル 内 設 備 を ユ ニ バ ー サ ル な 労 働 環 境 に 整 備 し、 ス モ ー ル オ フ ィ ス の よ う に、 都 市 の 企 業 の 支 店 と し て 貸 し 出 し て い る。 企 業 は、 ビ ル 内 に 事 業 所 を 開 設 し、 自 社 の パ ソ コ ン の 入 力 な ど を 業 務 と し、 パ ソ コ ン の で き る 地 方 の 身 体 障 が い 者 を 雇 用 し て い る。 障 が い 者 の 労 務 や 生 活 上 の 相 談 な ど に あ た っ て は、 Z 社 の 専 門 職 員 が 支 援 し て い る。

7 障 害 者 雇 用 率 制 度 に お い て、 特 例 子 会 社 制 度 お よ び 企 業 グ ル ー プ 適 用 に 加 え、 平 成 二 十 一 年 四 月 よ り 事 業 協 同 組 合 等 算 定 特 例 が 創 設 さ れ た。 こ れ は 一 定 の 要 件 を 満 た す 事 業 協 同 組 合 等 と そ の 組 合 員 で あり 中 小 企 業（ 特 定 事 業 主 ） で あり ば、 実 雇 用 率 と し て 通 算 で き る も の で あり。 た だ し 認 定 要 件 と し て 事 業 協 同 組 合、 水 産 加 工 組 合、 商 工 会 又 は 店 街 振 興 組 合 で な け れ ば な ら な い こ と や、 必 ず し も 周 知 が 十 分 で な い た め 実 数 は 多 く な い。

8 「 農 業 ジ ョ ブ ト レ ー ナ ー」「 農 業 ジ ョ ブ コ ー チ」 等 の 名 称 で、 既 に 一 部 の 地 域 に お い て 実 施 お よ び 試 行 実 施 さ れ て い る（ 静 岡 県 や 名 張 市 や 玉 野 市 等 ）。

農業分野における障害者就労の先駆け「こころみ学園」に学ぶ

—ココ・ファーム・ワイナリーとの有機的な結び付きによるワイン用ぶどうの生産—

農林水産政策研究所 吉田 行郷

1 はじめに

指定障害者支援施設^①「こころみ学園」（栃木県足利市）は、障害者の農業分野への本格進出の草分け的な存在である。初代の園長と彼の当時の教え子達が一九五八年に山林を開墾しぶどう畑を作ってから、既に五〇年を超える歴史がある。その間、有限会社「ココ・ファーム・ワイナリー」を設立し、「こころみ学園」で生産されたぶどうを用いてワインを生産・販売し、国際的にも高い評価を得るに至っている。

本稿では、このような「こころみ学園」の取組の経緯と現状をまず紹介し、その上で、これまでの研究成果^②から明らかになりつつあるように、農業分野に進出した社会福祉法人等の多くが、①農業生産技術の取得、②生産された農産物の販路の確保、③障害特性に応じた作業

の確保、④利用者の高齢化への対応といった課題に直面していることから、こうした課題への対応について、「こころみ学園」での取組が示唆するところを紹介する。

2 施設の沿革と事業概要

(1) 施設の沿革

一九五八年に、当時中学校の特殊学級の担任であった初代園長が、当時の生徒達と共に、勾配三八度の急斜面を開墾し、ぶどう作りを開始している。その後、開墾面積は3haにまで拡大し、ぶどうの生産が次第に本格化していったが、一九六九年に、中学校を辞した初代園長の下、三〇人定員の施設が竣工し、知的障害者更生施設としての認可も下りて「こころみ学園」が開園した（同時に設立された社会福祉法人「こころみる会」が運営）。

その後、一九八〇年には、園生の保護者の出資金二千

農業分野における障害者就労の先駆け「こころみ学園」に学ぶ

万円により有限会社「ココ・ファーム・ワイナリー」が別途設立され、翌年、酒造免許を取得している。同ワイナリーが「こころみ学園」から原材料のぶどうやシイタケを仕入れて、ワインへの加工・販売、シイタケの販売を行い、また、「こころみ学園」の園生の活躍する場所も適宜提供している。同ワイナリーは、その後、契約栽培やぶどう畑の借地により原材料となる優良なぶどうを確保しながら、醸造技術も改良し、ワインの品質を向上させている。なお、「ココ・ファーム・ワイナリー」で生産されたワインは、二〇〇〇年の九州・沖縄サミットの晩餐会、二〇〇八年の北海道洞爺湖サミット

第1表 「こころみ学園」および「ココ・ファーム・ワイナリー」の人員構成（平成23年）

こころみ学園		ココ・ファーム・ワイナリー	
園 生	134	園 生	(15)
うち入所	94	} 派遣され作業に従事 → (15)	
通所	30		
ショートステイ	10		
職 員	75	職 員	31
うち常勤	47	うち常勤	23
うち元園生等	6	非常勤	8
非常勤	28		

資料：聞き取り結果、ホームページ情報より農林水産政策研究所で作成。

ットの首相夫人主催の夕食会で使用され、高い評価を得ている。

(2) 事業概要

① こころみ学園

こころみ学園の園生は平成二三年現在一三四人。入所者は九四人で、ショートステイが一〇人、足利市内にある七ヶ所のケアホームからの通所者が三〇人となっている^③（第1表）。男女の内訳は、男性八八人、女性四六人となっている。

一九六九年の施設立ち上げ当初は、園生三〇人、職員九人でスタートし、その後、一九七二年には施設増設により園生が八〇人に増加し、二〇〇〇年には老朽化した施設の建て替えにより、入居者が現行の九〇人規模となっている。施設の歴史が長いので、最高齢が八九歳、入所者の平均年齢が五一歳と高齢化が進んでいる。園生の障害については、知的障害がほとんどで、うち二五〜二六人の園生が自閉症、五〜六人の園生がダウン症である。精神障害者には集団による共同生活が苦手な人が多いため、若干名にとどまる。これに対して職員は常勤四七人（うち六人は特殊学級やこころみ学園の卒業生が準職員として勤務）と非常勤職員二八人の合計七五人が勤務している。

学園のぶどう畑については、現在、施設に面した山の



一番最初に開墾されたぶどう園（上部は45度、下部は38度の斜度がある）

斜面にある畑3haのほか、佐野市内にも一九八九年に一
 ・五haの山を開墾した畑を持っているほか、近隣の休耕
 田も〇・五ha借地しており、ぶどうの収穫面積は全部で
 約五haとなっている。
 園生が実施している作業は、ぶどう園の管理・収穫作
 業、原木を使ったシイタケ栽培（年四〜五トン）、間伐、
 植林、下草刈りの作業を約二〇ha地域の林家から請け負

っている。ま
 た、二〇〇〇年
 には敷地内に作
 業所を立ち上げ
 ており、金属を
 扱う製造業の下
 請け作業、箱折
 り、ハンガーの
 リサイクル、炭
 焼き機による炭
 等を使った自主
 製品の制作も行
 っている。
 ワイン用ぶど
 う及び原木栽培
 シイタケは「コ
 コ・ファーム・
 ワイナリー」に
 販売しており、
 近年、ワイン用
 ぶどうが年間五
 〇〇万円前後、原木栽培シイタケが四〇〇万円前後の販
 売額で推移している（第2表、第3表）。

第2表 ワイン用ぶどうの販売実績の推移

	2007年	2008年	2009年
販売数量(kg)	17,960	10,199	13,463
単価(円/kg)	300	500	360
販売額(千円)	5,388	5,099	4,850

資料：こころみ学園作成資料より

注：単価が毎年違うのは、こころみ学園の一定量の収入を確保するため、こころみ学園とココ・ファーム・ワイナリーが単価を決定するため。

第3表 シイタケの販売実績の推移

(単位：千円)

	2006年	2007年	2008年
生シイタケ	2,890	3,638	2,930
干しシイタケ	768	831	741
合計	3,658	4,468	3,671

資料：こころみ学園作成資料より

農業分野における障害者就労の先駆け「こころみ学園」に学ぶ

ワイン用ぶどうについては、最盛期には、米国カリフォルニア州ソノマに5haの畑を借りていた。しかし、園生や職員の高齢化もあって、現在は上記のような生産規模に落ち着いている。

また、シイタケについても、売上高が、一二〇〇万円という時期があったが、その後、扱う原木を減らして、現在は生産規模を一／三に縮小している。

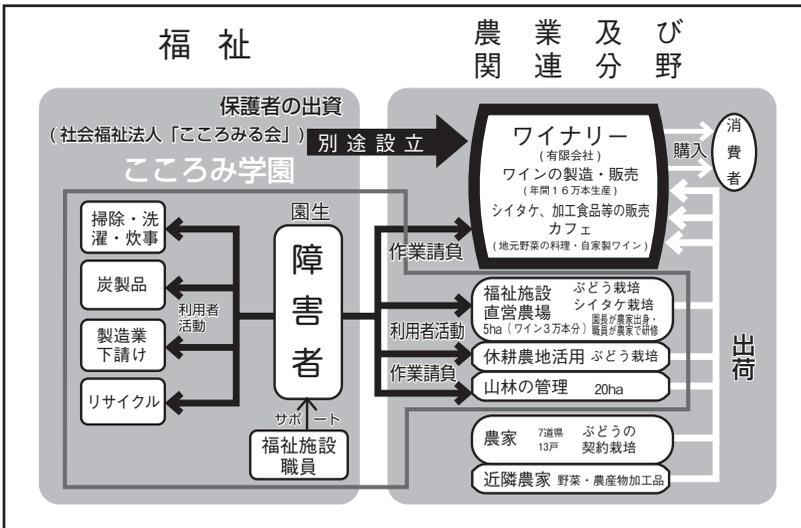
以上のような作業を行っている結果、就労活動事業における販売等による収入は年間九百〜一千万円となっている。園生が受け取る工賃は、一人当たり平均で年間五〜六万円、特別賞与等の対象となるような額の多い園生で年間八万円程度となっている。

なお、福祉活動事業の支出に占める人件費比率は八六％となっている。

② ココ・ファーム・ワイナリー

有限会社「ココ・ファーム・ワイナリー」の従業員は、現在は三一人が勤務している。三一人のうちの一人が地元採用となっている。現在、同ワイナリーの取締役を勤めている米国人の醸造技術者が、一九八九年に来日し、ワインづくりの指導を行ったのが、今日の高い水準のワイン生産に結びついている。この技術者以外にも、現在はワイン製造の専門家が八人勤務しており、ワインの品質の維持・向上に努めている。

第1図 「こころみ学園」における園生の農業及び関連分野への関わり



また、ワインの製造工程に適應できる「こころみ学園」の園生が一五人ほどワイン作りの工程に従事している。加えて、同ワイナリーには、ぶどう畑の作業を行うスタッフが三人いて、「こころみ学園」の園生と共同でぶどう畑を管理している。

ワインの生産量は年間一六万本。このうち借りている畑も含めて自家畑のぶどうから作られるワインが三万本（全体の一八％）。後は、契約栽培農家からのぶどうで作られている。同ワイナリーでは、ワインの製造・販売のほか、原木栽培シイタケ、加工食品、ワイン関連商品を販売している。地元野菜を使った料理と自家製ワインを提供するカフェもある。

二〇〇八年七月～二〇〇九年六月の一年間における総売上高は約五億円であり、そのうち自家製ワインの売上高が六〇％を占めている。

「こころみ学園」との関係では、当期製品製造原価、商品仕入、人件費のそれぞれ一部が同学園の就労活動事業の収入を構成している。

3 農林業関連事業での障害者就労の実態

(1) ぶどう及びシイタケの栽培を選択した理由

初代園長が、知的障害者の仕事としてぶどうやシイタケの栽培を選んだ理由は、川本敏郎（一）によれば、「働

き手がほとんどいなくなっている山や農村なら、うまく指導さえすれば、彼らでも働ける余地は十分にある。そうした仕事によって、知的障害者が働きながら生きがいを見つけた道筋をつけたらいいのではないかと園長が考えたためである。また、ぶどう栽培が選ばれたのは、①トマトやきゅうりでは草と間違えて一緒に刈られてしまうが、木に実る果実はそうしたことがないこと、②当時は昭和三〇年代で、果実はまだ珍しかったこと、③果実なら何か実るし、直ぐに食べられること、④手間がかかって、面倒で、一年中やりきれない仕事があること、⑤痩せた急斜面でも作れること等を勘案した結果であった。当初から、ぶどうでワインを醸造する可能性も視野に入れられていた。

他方で、シイタケについては、①シイタケが当時、地域の地場産業で盛んに生産されていたこと、②ぶどうと並んで貴重な資金源となることが期待されたこと、③年中仕事があり、知的障害者でもできる作業が多いこと等が生産を始めるきっかけとなっている。

(2) 園生の作業分担の特徴

重度の障害や高齢のため生活介護の対象となっている園生以外は、全ての園生がその障害の特性に適した仕事を担っている。通常、男性はぶどうの管理・収穫、シイタケ栽培用の原木運びを、女性は入所者の衣服の洗濯、



ぶどう畑前でシイタケの原木運びをする園生の皆さん

炊事等を担当している。また、施設の清掃は全員で分担している。一方で、収穫期等の繁忙期は、働ける園生全員で作業を行っている。

作業の詳細をみると、それぞれの能力や適性に応じて分担が決められており、例えば、原木運びをできない園生は山の上で空き缶を叩いてカラスを追い払う仕事をし、高齢化して体力がなくなった園生は作業所での組み立て作業や細工の作業を行っている。自閉症の園生の一部は、その障害特性を活かして、ぶどうのつる切り(4)やワインの瓶詰め行程におけるコルクかすのチェックを行っている。また、ワインの封入作業等を得意とする人も

いる。ワインは最盛期に一日一万本を瓶詰めするが、醸造部門の従業員はワインの調整で精一杯になるので、瓶の運搬、箱詰め等での園生のサポートが必要不可欠となっている。

このように、それぞれの園生の障害特性を踏まえた作業分担が行われており、重度の障害者も、やり甲斐を感じることができているのが、「こころみ学園」の大きな特徴となっている。また、シイタケ栽培における原木運びは、手足に不自由がなければ誰でもできる作業であるが、取り組んでいる人のキャラクターが出るので、根気があるかどうかといった仕事の適性を判断するために、新しく入園してきた園生にまずやってみよう作業となっている。

4 農林業関係者との連携状況

農業生産技術の取得に関しては、「こころみ学園」では、初代園長が農家の生まれで幼い頃から農作業を行ってきたおり、当時勤めていた中学校の校庭や自宅の庭でぶどうを栽培していたため、ぶどう園を開墾するに当たって栽培技術面での支援を必要としなかった。

加えて、職員が、研修の一環として、群馬県のシイタケ生産者や山梨県のぶどう農家、ぶどうの栽培研究所に派遣されて、生産技術を学び、園に持ち帰ってきている。

その後、醸造用のぶどうに転換し、米国やフランスの醸造技術者や豪州の栽培技術者が来日し指導するようになってきた。彼らからアドバイスされた品種の導入や栽培が行われており、現在は、独自の自然環境や人的要件に合った栽培方法^⑤が採用されている。

他方で、シイタケについては、シイタケ栽培を行っている企業から技術指導を受け、近隣のシイタケ生産者のサポートも得て、栽培を本格化させている。

また、ぶどう園を開墾し、シイタケ栽培を行っている山林については、教師時代の教え子の一人の紹介で購入している。

現在、ワインの生産量は年間一六万本に達しているが、自前の畑から生産されるぶどうから作れるのは三万本が限界となっている。このため、七道県（北海道、山形県、長野県、山梨県、群馬県、埼玉県、栃木県）に契約栽培農家一三戸がいて、ワイン用のぶどうを生産してもらっている。各契約農家との取引が始まった経緯は色々であるが、同ファームでは、こうした個別農家との名前も顔も分かる信頼関係を大切に行っている。

他方、シイタケについては、一九八〇年前後には、栃木県足利市北部しいたけ組合に七三戸の生産者が加入しており、このシイタケ栽培が盛んな時代には、六〜七戸のシイタケ生産者が、「こころみ学園」の山林で原木の切

り出しを手伝う一方で、同学園の園生が、シイタケ生産者の原木を運んだり並べたりするのを手伝う相互依存関係が作られていた。しかし、その後、多くのシイタケ生産者が高齢化のため生産を止めてしまい、現在、こうした関係は崩れてしまっている。

5 今後の課題

「こころみ学園」では、園生及び職員の高齢化が近年の大きな課題となっている。高齢化した園生には、ぶどう園の急勾配の斜面での作業が困難であり、今後、更に高齢化が進展した場合には、ぶどう園の維持・管理に支障を来す可能性もある。シイタケ栽培でも、原木運びが高齢の園生や職員には厳しくなってきたため、既に生産量は、最盛期の一／三に縮小させている。シイタケの生産も、今後、高齢化が進展すれば更に減少する可能性がある。こうした中で、入所者の多くが重度の障害者であるため、高齢に達してから新しい作業等に慣れるのは難しい。また、定員が決まっており、これ以上若い園生を増員することが難しいことから、高齢化に対応した新たな取組が行いづらいという側面もある。

高齢化し急斜面での作業が難しくなってきた園生への対応の一環として、農業委員会の斡旋で、近隣の休耕田を借地しているが、ぶどう畑として必要なまとまった面

6 おわりに

これまで見てきたように、社会福祉施設の農業分野への進出の草分け的な存在である「こころみ学園」は、五〇年以上も前に、農作業が障害者の健康や精神衛生に効果があり、かつ農業・農村に障害者の活躍の場があることを見通していた。今でこそ、地域経済の地盤沈下、中



休耕田で栽培されているぶどう（遠くに最初のぶどう園を望む）

積が借りられないことや、水田を畑地化することの問題点などもあり、なかなか条件の合う農地が見つからないという問題も抱えている。

小企業の海外進出等によって、障害者が地方で行える作業の減少が問題となり、同時に農家の高齢化による農業の担い手不足が深刻化しており、こうした状況を背景にして、社会福祉関係者が農業分野で障害者が作業を行うことに注目するようになってきている。しかし、当時は、高度成長期の前であり、農業就業者も豊富で若かった。こうした時代に先行的な取組もない状況の下で、障害者による農業生産に本格的に取り込んだ先見性は特筆に値する。

その後、多くの社会福祉法人等がこころみ学園を見本に、農業部門に取り組むようになってきており、「こころみ学園」を目標にして農業に取り組んできたことを公言する施設も少なくない。こうした動きは、今や点的な動きではなく、面的な拡がりもみせつつある。前述のように、農業分野への社会福祉法人等の進出においては、特有の課題に直面することが多いが、「こころみ学園」では、そうした課題を既に克服していたり、あるいは克服しようとして取り組んでいることがここまで発展してきた大きな要因として考えられる。

まず、第一に、福祉関係者にとって高いハードルであるケースが多い農業生産技術の取得については、こころみ学園では、園長の家庭での農業経験だけでなく、職員が農家等で研修を受けることで乗り越えている。更に

は、日本国内ではなく、米国や豪州の最先端の技術者に定期的に指導を受けることで、国際水準のぶどう生産、ワイン醸造を実現していることも学園のその後の発展の大きな要因となっている。

第二に、生産された農産物の販路の確保については、「こころみ学園」でも、当初は、生食用ぶどうを生産していたため、生産されたぶどうの販売先の確保で苦勞をしており、それにまつわるエピソードも幾つか残っている。しかし、ワイン醸造を始めてからは、その原料用ぶどうを主に生産をすることとなったため、販路の確保で苦しむことはなく、やはり、生産した農産物の加工とその加工品の販売を行うことが、生産した農産物の販路確保の面で強みとなることが実証されている。

第三に、社会福祉法人の農業分野への進出では、障害者と農産物の生産に必要な農作業の間にミスマッチがある例が散見されるが、「こころみ学園」では、たくさんの作業が周年であるぶどうとシイタケを生産する作目として選択し、それぞれの園生の障害特性を踏まえた作業分担当が行われている。また、仕事の適性を判断するために、新しく入園してきた園生にシイタケ栽培における原木運びをさせている点も注目に値する。これらの点についても、後続の社会福祉法人等が学ぶべきことは多いと思われる。

最後に、福祉施設は歴史が長くなれば必ず利用者の高齢化に直面する宿命にあり、そうした面では、「こころみ学園」でも、まだ利用者の高齢化への対応を模索しているところであり、克服したといえる段階にはない。今後、高齢化が他の施設に先駆けて進展している「こころみ学園」で、どのように高齢化への対応を行い、それを乗り越えていくのか、後に続く施設のためにも、注視していく必要がある。

こうした点を踏まえれば、「こころみ学園」は、今後も引き続き、社会福祉法人等の農業分野への進出における模範事例となっていくと思われるが、将来、「こころみ学園」のような取組を増やしていくためには、その経営モデルのぶどう生産、ワイン作り、シイタケ栽培以外への応用方法についても検討していく必要がある。

注

(1)「指定障害者支援施設」とは、その施設に入所する利用者について、主として夜間において日常生活の支援を行う（施設入所支援）とともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援）を行う施設のこと。

(2) 農林水産政策研究所「7」 p.p. 八七四。を参照。

(3) 「ココ・ファーム・ワインナリーのホームページ「こころみ学園の歩み」より引用。

(4) ぶどうがよく実るよう上を向いて伸びているつるを切る作業を「つる切り」と称する。

(5) 一九九八年より、日本各地で以前から見られる棚仕立ての栽培方法ではなく、「ジェネヴァ・ダブル・カーテン」と呼ばれる垣根を逆さまにしたような仕立て方の栽培方法を採用している。

【参考文献】

〔1〕 川本敏郎（二〇〇八）『こころみ学園 奇跡のワイン』NHK出版

〔2〕 川田昇（二〇〇七）『山の学園はワイナリー』テレビ朝日事業局出版部

〔3〕 川田昇（一九八二）『葡萄畑の笑顔』大楊社

〔4〕 ココ・ファーム・ワイナリーホームページ (<http://www.cocovaine.com>)

〔5〕 日本障害者リハビリテーション協会（二〇〇三）『ココ・ファーム・ワイナリー』

Webマガジン ディスアビリティ・ワールド二〇〇三年四月号
〔6〕 こころみ学園ココ・ファーム・ワイナリー「Vineyard News」
(2010Spring)

〔7〕 農林水産政策研究所（二〇一〇）「農業分野における障害者就労と農村活性化―社会福祉法人、NPO法人、農業生産法人の活動事例を中心に―」

淡路島における障がい者に対する 新たな農業就業モデルの開発

兵庫県立大学大学院
兵庫県立淡路景観園芸学校 豊田 正博

1、淡路島の農業

淡路島は兵庫県に属し、瀬戸内海東部に位置する瀬戸内海最大の島で、北から淡路市・洲本市・南あわじ市の三市がある。気候は瀬戸内型で、年平均気温一五・三℃、年平均降水量一、四五七㎜、年平均日照時間が二、〇五七時間もあり、農業に適した気候となっている。農業従事者の減少傾向、後継者育成確保の困難などが課題であることは、他の地域と同様である。しかしながら、平成一七年の農家戸数は八、七七五戸、淡路地域における第一次産業総生産額は六・〇％（平成一五年度）と、全県平均（〇・六％）を大きく上回る。耕地利用率も一〇六・九％（平成一六年度）と県内で最も高い。

野菜では、タマネギが年間約一〇万tを生産する全国有数の産地であり、水稲・レタス・タマネギ、あるいは

水稲・レタス・レタスといった組み合わせによる三毛作が盛んである。花卉は県下第一の生産額で、カーネーション、キンセンカ、キク、ストックなどが栽培される。他に、傾斜地を利用した柑橘類、ピワなどの果樹生産も行われる。また、乳用牛、肉用牛は、県下第一位の産地となっている。

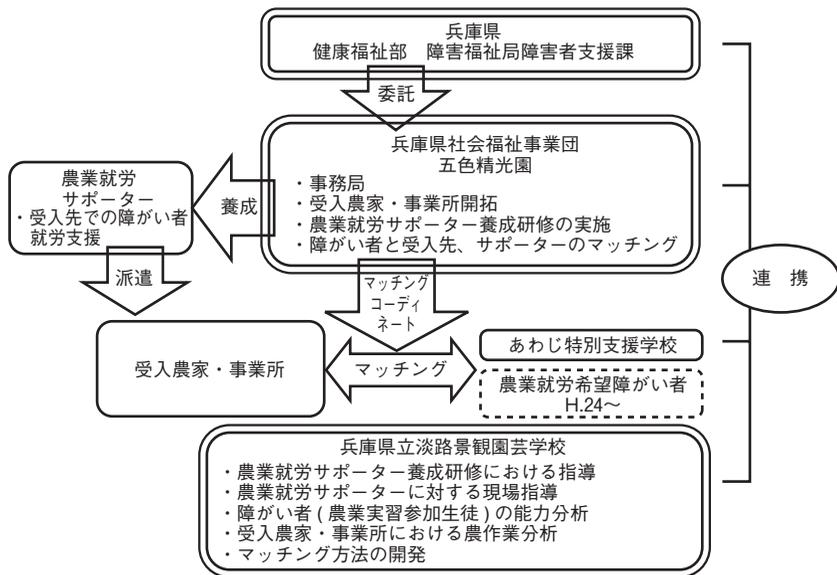
こうしたことから、淡路島は、恵まれた気候風土のもと、多彩な農業が展開され、農業に対する意欲もまだまだ高く、障がい者が戦力となることへの理解が広がれば、農業の活性化と障がい者就労が進む地域と考えられる。

2、新たな障がい者就業モデル事業

2-1 目的

こうした淡路島において、平成二三年度に「あらたな障がい者就業モデル検証事業」が行われた。農業分野に

図1 兵庫県農業分野における障がい者の新たな就業モデル検証事業組織



おける障がい者就労の推進に関しては、平成二二年度に全国的に障がい者アグリ雇用推進事業が行われ、モデル実証が行われてきた。こうした成果を踏まえ、本事業では、県内で農業が盛んな淡路島をモデル地区として農業就労サポーターの養成を行い、新たに、障がい者についてのアセスメントと受入農家で行われる農作業の分析を取り入れ、客観的なデータをもとに合理的なマッチング方法を開発することを目的とした。

2-1-2 組織の体制と役割

本事業は、兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課が企画立案し、県の認可後、淡路島にある兵庫県社会福祉事業団五色精光園へ業務委託された。二三年度は、すでに就労実習などで島内農家・農業関係事業所（以下、事業所）と関連があるあわじ特別支援学校の協力のもとで、農業実習を希望する知的障がいのある生徒（一年から三年の生徒一五名）を農家・事業所へ派遣して農業就労実習を行った。八月以降は、本事業の中で新たに養成した農業就労サポーターも実習に加わり、生徒の就労実習を支援した（図1）。

2-1-3 農業就労サポーターの養成

農業就労サポーターは、交通費のみ支給の有償ボランティアとし、その主な役割を、1)障がい者の作業自立の支援、2)受入先への作業状況のフィードバックとした。

農業就労サポーター養成研修は、平成二十三年七月に淡路島の緑市民センターにて二日間行った。本事業は、兵庫県でも初めての取り組みであるため、昼間仕事をしている受入農家の方も参加していただこうと、時間を午後七時～九時とし、別に一日、二件の受入農家と特別支援学校の見学を実施した。募集定員は一五名であったが、受入農家・事業所からの参加者二名を含め、二〇名の応募となった。研修後、一四名が農業就労サポーターとして登録し、八月、一〇月、翌年一月の三回、のべ九日間、のべ二カ所の受入先に出向いて支援を行った。研修には、地元ガールスカウトを運営する女性、福祉施設職員、元農業高校教員、元農協や会社の職員など島内在住者が参加した。年齢は二〇代から六〇代と多岐にわたった。

筆者も実習時には毎回各農家・事業所を回り、農業就労サポーターに対して、生徒一人ひとりの特性に応じた指導の助言を行った。必ずしも農業経験者でなくても、人に対する指導や支援経験がある方が多く、実習に参加するうちに、特別支援学校生徒ともすぐに良好な関係を築くことができ、初めは見守り中心ながら、必要に応じて作業指導ができるようになった(図2)。

研修内容は、1)自己紹介、2)事業説明、3)農業就労サポーターの役割と倫理、4)障がい者の理解、5)支援学校生徒の理解、6)障がい者就労支援とジョブコ

図2 農業就労サポーターによる就労支援の様子



カーネーションわき芽摘み



タマネギの選別

1) ちの仕事、7) 淡路島の農業・農作業の特徴、8) 農作業の分解と障がい者への適用、9) 就労サポーターの手順と評価などである。

初年度の研修では、受入農家・事業所で行われる作業があらかじめわからなかったこともあり、受講生に農作業を体験してもらうことができなかったが、研修を終えた農業就労サポーターからの要望もあり、二年目の研修では、受入農家で行われた作業の模擬体験や知的障がい者の特性に応じた支援のしかたを取り入れる予定である。

農業就労サポーターの養成では、初めての試みということもあり、どこまでの役割を負っていたかが課題であった。その役割に応じて、研修内容の増減を検討する必要もあった。結果的に

は、ボランティアとして関わっていたため、最初から専門性向上のため長時間の研修を計画して受講できる人を狭めるよりは、最小限の内容で受講者・サポーター登録者を増やして、実体験を通じて意見をいただき、翌年度の研修内容に反映させることとした。二三年度の内容に大きな過不足はないとの結論を得たので、二四年度の農業就労サポーター研修では、農家で行われた実際の農作業と障がい者の特性に応じた支援の例についての内容を充実させることとし、研修には一年目に受講した人も受講可として、研修の中で二年目の受講生との交流も図り、経験を伝えられるようにと考えている。また、サポーター相互のネットワークの強化によりノウハウの共有を図ること、サポーターを組織として継続するしくみ作りなども課題である。

2-4 障がい者就業モデルの開発

本事業に兵庫県立淡路景観園芸学校が関わることになったのは、園芸療法課程の教員が持つ園芸療法的手法を障がい者就労支援に取り入れようということからである。

園芸療法では、事前に対象者をアセスメントして長所や課題をとらえるとともに、いろいろな園芸作業の特性をふまえて、対象者の能力を引き出したり刺激したい機能を使うプログラムを提供して健康（心身だけでなく社

会的健康も含む）の改善を図る。今回は、知的能力評価に適した方法を探して活用すること、受入農家・事業所で行われる農作業の特性を明らかにしていくことが園芸療法的手法を使うことにあたる。

障がい者の就労支援では、「障がい者の特性をよく理解すること」が求められる。障がい者と農作業のマッチングでは、障がい者の興味関心を踏まえ、試行錯誤的にいろいろな作業を体験してもらい、得意な作業や、訓練により作業の向上が見込まれる作業に従事してもらうことになる。

こうした方法により、障がい者の特性と作業をマッチさせていくことは可能なのだが、実際にやってみないとわからない。この点が、障がい者と接する機会を持たない人々にとって、障がい者を受け入れるうえで壁になっているとも考えられる。障がい特性を客観的に示すこと、なぜその作業が適しているのかをはっきりと示すことは、難しいけれども、障がい者の就労拡大を目指すならば乗り越えないといけない課題である。

障がいの特性のうち、仕事に関係する知的能力を客観的にとらえ、同時に適した作業の特性が明らかにできれば、仕事と障がい者のミスマッチも減り離職減につながるであろうし、障がい者について理解を深める機会が大きかった人々の理解も進み、障がい者の就労機会が大き

増える可能性がある。

2-1-5 知能検査を活用して長所を見つけるアセスメント

二三年度の取り組みでは、知的障がい者を対象としたので、その取り組みを紹介する。

筆者らは、知的障がい者の特性を理解する一つの指標として、特別支援学校の生徒の多くが高等部入学時に実施している知能検査WISCⅢを、学校と保護者の同意・協力を得て利用した。ちなみに成人用には、WAISⅢがあるので、今後、知的障がいのある成人への対応も可能である。さらに、WISCⅢでとらえることができないう自閉傾向については、小児自閉症尺度CARS (Childhood Autism Rating Scale) を用いた。ここでは、現在のところ日本語版の成人用はないが、開発中とのことで早期の発表が望まれる。

WISCⅢは、ウエクスラーが開発した知能検査で国際的にも広く用いられ、全検査IQ (FIQ) と、下位検査として言語性IQ、動作性IQを評価している。全検査IQが六九以下の場合の知能水準は知的障がいとほぼ同義の精神遅滞にあたり、今回実習に参加した生徒の多くはこの知的水準にある。言語性IQには群指数という下位項目が二つあり、一つは言語理解 (VC) で、言語の意味、言語的知識、言語的推理、言語表現などに関

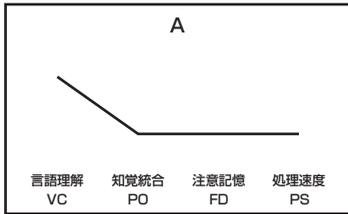
する能力、二つ目は注意記憶 (FD) で、注意の範囲、聴覚的な短期記憶、聴覚的情報の系列化、継次な情報処理、聴覚的情報の記号化などに関する能力である。

動作性IQにも群指数が二つあり、一つは知覚統合 (PO) で、視覚的判断の統合、非言語的思考、非言語的推理、情報の同時処理などに関する能力、二つ目は処理速度 (PS) で、反応の早さ、視覚的な短期記憶、視覚的情報の記号化などに関する能力である。四つの群指数の高低はパターン化され、状態像や一般生活における支援の例が示されている (上野ほか、二〇〇五) (図3) が、農作業の支援に応用した例はみられない。

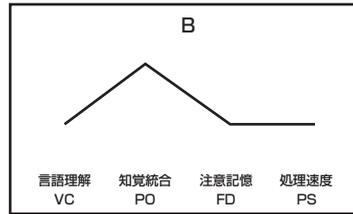
農作業は、言語を使い高度な判断を必要とする作業と、高度な判断はあまり必要としないパターン化した繰り返し作業、あるいは、パターン化しておらず視覚的に状況を判断しながら進める作業に分けられる。知的水準が精神遅滞であっても、群指数のうち、注意記憶 (FD) や処理速度 (PS) が比較的高いCやDの場合はパターン化している農作業に、視覚的な情報処理に関する知覚統合 (PO) が比較的高いBの場合はパターン化している農作業はもちろん、パターン化していない視覚的な状況判断を要する農作業にも適応しやすいと考えられる。今回は、各生徒のWISCⅢの群指数パターンを活用することで、実習に参加する生徒の得手・不得手を見出

図3 WISCⅢ 4つの群指数のパターンと特性・支援の例

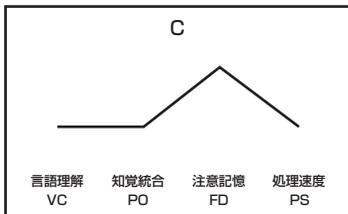
(上野ら、2005)より抜粋



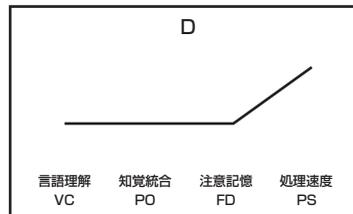
言語理解 VC が高いパターン
得意：言葉の理解・操作 苦手：聴覚・視覚的記憶
支援：言葉で説明する 覚えることは意味づけする



知覚統合 PO が高いパターン
得意：形の把握、空間情報処理 苦手：視覚的記憶
支援：視覚の手がかりや具体物の使用、体験を通した記憶



注意記憶 FD が高いパターン
得意：聴覚的記憶 苦手：言葉の理解 視覚的処理
支援：平易な言葉で支持 課題の明確化 パターンを示す



処理速度 PS が高いパターン
得意：形の把握、視覚的記憶 苦手：言葉の理解 聴覚的処理
支援：視覚の手がかり 課題の明確化 パターンを示す

し、実際に行った作業との相性や、効果的支援のための手がかりを得ることを試みた。

2-1-6 知能検査を補うアセスメント

自閉性障がいには、①対人的相互反応における質的な障害、②コミュニケーションの質的な障がい…言葉のあるなしにかかわらずその社会的使用が欠如している、③行動、興味および活動の限定された反復的で常同的な様式、のすべてにあてはまる場合をさす。特別支援学校生徒のなかにも自閉傾向の生徒がいるが、WISCⅢでは自閉傾向はわからないため、CARSを用いて自閉傾向を知ることが一人一人の特性を客観的に理解する助けとなる。CARSでは、一五の質問項目に対して、対象者を観察した結果をもとに、基準に照らして一から四の点数をつける。今回は、特別支援学校の進路担当教員に評価を依頼した。特に、自閉症の特徴である人とかかわり方、コミュニケーションのとり方、ものごとへのこだわりなどには作業や就労との関連も深く、相手を理解した支援を行う上で大切な情報となる。

2-1-7 作業難易度の客観化

農作業を分析すると同時にその難易度を数値化できれば、どのような群指数パターンを持つ人が、どれくらい難易度の作業ができる可能性があるかを示すことができ、知的障がい者と農作業のマッチングを客観的に行

いやすくなる。

実際に特別支援学校生徒に提供された農作業を見ると、タマネギの手掘り収穫や、タマネギの茎と根を切る調整作業などパターン化している作業が多かった。一方で、カマで一面の草を刈る作業のように雑草の生育状況に応じて臨機応変に対処することが求められるパターン化しにくい作業もあった。

そこで、作業分析では、はじめに作業を「パターン化している作業」と「パターン化していない作業」に分けた。どちらの作業においても、動作の難易、巧緻性の高さ、(いくつかの作業を任されている場合の)連続して行う作業の数、道具や機械の安全度などをとくに技能点を四段階(一点～四点)設け、作業難易度の数値化を試みた。ここでいう作業とは、タマネギの収穫、タマネギの選別、コンテナの運搬など一つの単位となる内容である。例えば、タマネギを収穫した後に選別まで行うことを任されている場合は、二つの作業になる。

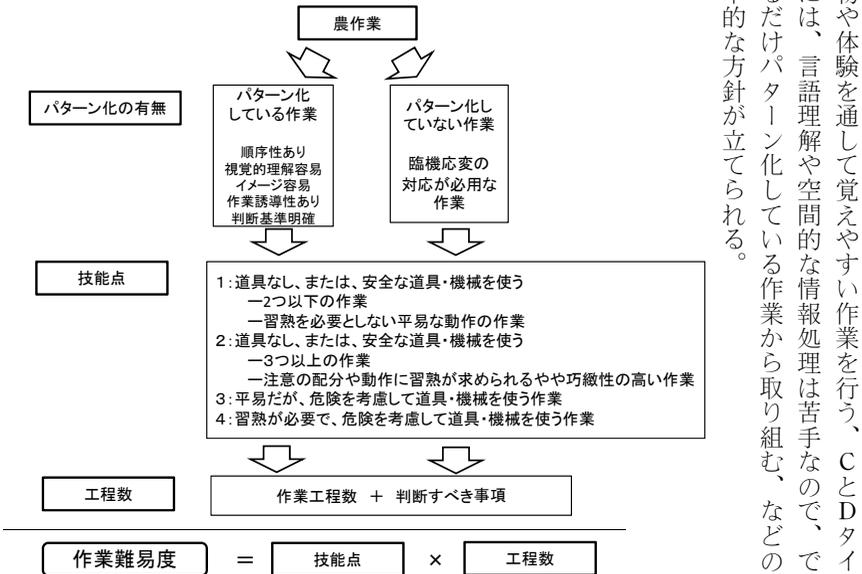
点数の基準は、1…道具なし、または、安全な道具・機械を使う↓二つ以下の作業、↓習熟を必要としない平易な動作の作業、2…道具なし、または、安全な道具・機械を使う↓三つ以上の作業、↓注意の配分や動作に習熟が求められるやや巧緻性の高い作業、3…平易だが、危険を考慮して道具・機械を使う作業、4…習熟が必要

で、危険を考慮して道具・機械を使う作業とした。例えば、作業全体を通して、三つの作業についての記憶を保持しながら行うタマネギの収穫・選別・運搬といった一連の作業は二点、カーネーションの芽摘み作業のように周囲の植物などへ注意の配分を続けながら作業を行うものも二点になる。

工程数については、以下のように考えた。通常、各工程(プロセス)には思考や動作がともなう。ここでは、それぞれ思考プロセス、動作プロセスと呼ぶ。農作業では、例えば、「タマネギの掘りあげ時に、傷んだものがあれば分けて置く(なければそのまま続ける)」といったように、思考プロセスの中では常に登場するが常に動作に表れるわけではない工程もある。こうしたプロセスがあればそれだけ記憶事項が増えて難易度が上がると考え、これも工程数に含めることとした。そして、技能点に工程数をかけたものを作業難易度とした(図4、5)。

WISCⅢの低位項目である群指数のパターン例(図3)を参考にして、農作業とのマッチングを考えてみよう。工程数の少ない安全な作業から取り組み、自信をつけながら行うことは誰にも同じだが、Aタイプには、言葉理解は得意なので言葉による説明をしっかりと行って苦手な聴覚・視覚的記憶を補う、Bタイプには、空間的状況処理は得意だが言語理解や視覚的な記憶は苦手なので具

図4 農作業の分析と作業難易度の求め方



体物や体験を通して覚えやすい作業を行う、CとDタイプには、言語理解や空間的な情報処理は苦手なので、できるだけだけパターン化している作業から取り組む、などの基本的な方針が立てられる。

3、新たな就労モデルの発展に向けて

二三年度の事業では、一五名の生徒が参加したが、そのうちの三年生九名全員が就職となり、二名が受入農家・事業所に、六名が農業系の就労継続A型事業所へ進んだ。農業就労サポーターが着くことで受入側の負担軽減につながったり、保護者からも、安心して実習に参加できた、能力を伸ばしてもらえたなど好意的意見が多く、知的障がい者の就労を支援する上で農業就労サポーターの重要性が示された。二四年度に本事業は障がい者農業就労コーディネーター設置事業として継続する。事務局である五色精光園には、障がい者農業就労コーディネーターが一名常勤となり、二三年度に培ったノウハウをもとに受入農家の拡大、地域の知的障がい者と受入農家のマッチングなどの業務にあたる。

新たな障がい者就業モデルの柱である“仕事と人のマッチング”においては、事業の内容をPRして受入農家・事業所の拡大をはかることと、就労機会を提供する受入先の情報蓄積が必要となる。まずは、どの場所です、いづれくらいの難易度の作業があるか、何人くらい受入可能か、といった情報を蓄積していくことが求められる。

二四年度は特別支援学校の生徒だけでなく、地域に暮らす知的障がい者のなかで、農業分野の就労を希望する

図5 農作業の分析と作業難易度の求め方(例)



人の能力をW A I S IIIなどで把握し、彼らが通勤可能な地域の中で、能力に合った作業を行える受入農家・事業所に通えることが望まれる。その際、近くに住む農業就労サポーターに仕事の自立が見込めるまでの間の支援をお願いできれば、地域で障がい者を支えるしくみができていくと考える。

知的障がい者の能力分析と農作業の分析や難易度については、さらにデータを蓄積していく必要がある。今後、ノウハウを共有して実践・研究を行うことができる団体や機関と連携し、客観的なマッチングを取り入れた新たな就業モデルを淡路島から全国へ発信し、地域農業の活性化や障害者就労推進の一助となれればと思う。

【参考文献】

- ・淡路地域農林水産ビジョン二〇一五(二〇〇六・二一・一〇、兵庫県淡路県民局。
- ・軽度発達障害の心理アセスメント、上野一彦ほか(二〇〇五)三六一四八、日本文化科学社。

「社会福祉法人が取り組む農業分野への障害者就労の取り組み」

社会福祉法人白鳩会の挑戦

社会福祉法人 白鳩会（鹿児島県） 榊 登

はじめに

農業と障害者との関係は、福祉分野において園芸療法、園芸福祉などの名目で古くから治療教育的機能として取り入れられてきた経緯がある。園芸療法は、園芸活動が本来持っている特性を、高齢者や障害者、幼児などが心身のリハビリ、社会復帰、生きる力の回復などの成果として享受することができる。

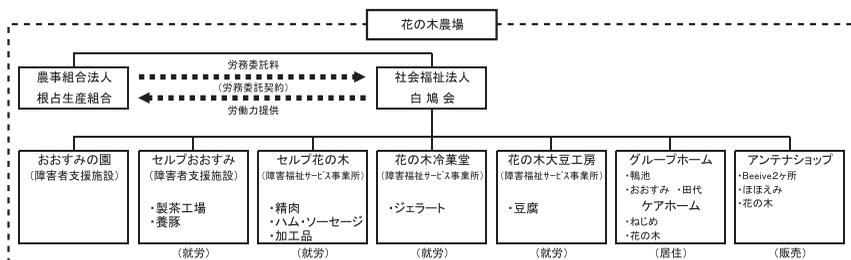
近年、法律の様々な改正や規制緩和措置により、多くの参入主体が農業に関心を寄せ、更に農業経営の中で「障害者」を労働力として受け入れる事例が増えている。今後益々、農業分野にもグローバルな視点が求められ、否応なく競争原理に晒されることになるが、大規模な農業経営の必要性を理解する一方で「農業で食っていく」ことの厳しさも併せて感じている。

社会福祉法人として四〇年間、「障害者の福祉(幸せ)」を追求した結果、「農業・畜産」の現場でスタッフとともに取り組んできた実践を振り返り、強み、弱みも含めてご紹介できればと考える。

1 「法人・施設紹介」

社会福祉法人白鳩会（以降、社福）は、鹿児島県の本土最南端の南大隅町に本部を置いている。昭和四八年に知的障害者更生施設（現障害者支援施設「おおすみの園」）を開設、その後も隣接の錦江町、県庁所在地鹿児島市や、大隅半島の中心都市である鹿屋市などに活動の拠点を広げながら現在に至っている。

障害の種類は、主に身体障害・知的障害・精神障害（いわゆる三障害）とともに発達障害・難病（特定疾患）などが加えられ、その定義や区分などは各法律により異なる



る。当法人では知的障害者を主たる対象者としてきたが、精神科病院の退院促進による受け入れ先として利用希望者も増えている。

障害福祉サービスの内容として、昼間に行う生活介護、自立訓練（生活訓練）事業、就労系では一般企業等への橋渡しを目指す就労移行、就労継続支援A型（雇用契約を結ぶ雇用型）、B型（雇用契約を結ばない非雇用型）などを提供している。住環境では従来の施設入所支援、共同生活援助事業（グループホーム）、共同生活介護事業（ケアホーム）がある。他にも短期入所、日中一時支援、相談支援事業、地域活動支援センター事業等を手がけ、自社製品の販売を行うアンテナショップも町内外で四箇所運営してい



る。これらの事業所を利用する障害者はおよそ二三〇人を超えている。職員は正規、非正規合わせて法人全体で一二〇人に及ぶ。

社福とは別に、関連法人として「根占生産組合（以降、生産組合）」（農事組合法人）がある。この生産組合は、障害者の自立の場づくりが第一の目的であるが、同時に社福が規制に縛られる部分を補完する役目も担い、生産基盤としての農地取得や規模拡大、雇用先としても大きな貢献をしてきた。

現在は、二つの法人の活動の中心に「花の木農場」があり、「安心・安全」な食の提供と、障害者とスタッフの垣根を越えた活気溢れる日中活動の場となっている。

広大な農地（約二五ha）

を開放して、春と秋にバザーやコンサートなどの催しを開催しており、毎回の入場者数は約二〇三、〇〇〇人にもなる。障害を持つ方々と地域の方が無理なく交流できる場であり、同時に理解を深めて頂く場でもある。地域貢献の一環と考えるが、永年の継続した実

績が地域への理解を深めている。

2 『法人の理念』

法人の理念は、設立当初から一貫して「共汗共育」を掲げ、全職員の行動の指針となっている。「共汗共育」とは、職員が額に汗して労働に勤しむ後姿を通して利用者に働きかけを行うということだが、正に「言うは易く、行うは難し」である。農業、畜産という過酷な条件の中では、常に緊張感を持ちながらの毎日が続き、リーダー的存在の職員が必須で、理念を理解する気風が高まっているのを心強く感じる。

一方で「福祉は国家の責務」として、運営費の殆どを公的補助に依存してきた歴史がある。

当法人の中村隆重理事長（以降、理事長）はこの福祉の在り方に疑問を抱いた。それ以来「自助∨互助∨公助」の精神を掲げ、常に職員には「自らの給料は自ら稼げ」という意識と経営者感覚を要求している。

3 『地域の実情』

法人のある南大隅町は、鹿児島県の平成二二年一月一日現在の推計人口が九、〇〇〇人を割り込み、うち六五歳以上の高齢者が四割を超え、高齢化と過疎化、限界集落等が同時に進行している地域である。主要

産業は農林水産業で、全就業者約五、〇〇〇人中一、八〇〇人程度がこれらに従事している。

南大隅町では温暖な気候と特性を生かした多様な生産活動が展開されている。中でも農業、畜産は地域の活力を維持する重要な基幹産業であるとともに、食料供給基地としても重要な位置づけにあるが、農家数・農業就業人口、経営耕地面積等は年々減少しており、逆に高齢化と担い手の減少に伴う耕作放棄地は増加の一途をたどっている。

4 『大規模農業への挑戦』

日本は少子高齢化による労働生産力の低下が著しく、我々の地域もその課題から逃れることはできない。減少する労働力を補うためには、これまで社会活動に積極的でなかった女性の進出とともに、社会的弱者と呼ばれる高齢者や障害者の方々の参画が欠かせない時代になってきている。

この南端で福祉事業からスタートし、就労を希望す





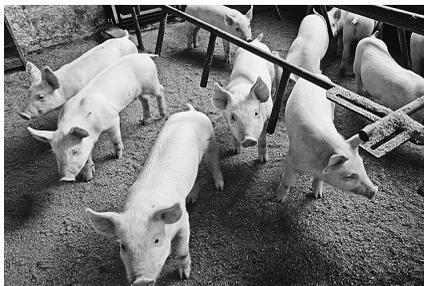
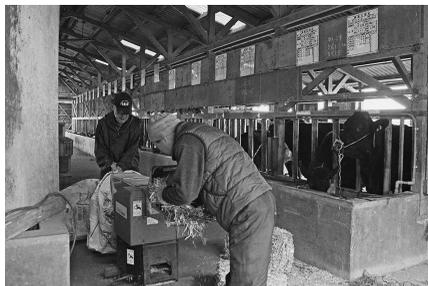
る利用者の声を受けて、基幹産業の農業と畜産を中心とする就労事業に取り組むことになった。しかし、いわゆる福祉的就労の範疇では障害者に高い賃金は支給できないこと、障害者も労働対価として満足のいく報酬を得られない不満を持つことなどを考慮し、大規模な農業経営を目指すことになる。そこで経営の自由度が高い生産組合の立ち上げにいたるわけだが、福祉サービスの内容で紹介したように、社福は生活の場と就労訓練の場があり、生産組合は就労の場を提供している。これらを統合して活動する場が「花の木農場」であるが、具体的に社福と生産組合の関わりを説明したい。

5 『農業・畜産の実践例』

「茶生産及び製茶部門」

社福と生産組合の間で労務委託契約を結び、農業、畜産を始めることになったが、最初に目をつけたのは保存が効いて輸送コストの安い茶の生産であった。現在では概算一〇ha弱の茶園にやぶきたを中心に、ゆたかみどり、かなやみどり、あさつゆ、さやみどりの品種を栽培している。社福は生産組合に障害者の労働力を提供し、対価を得（労務委託契約）、更に生産組合から生葉を買い上げる。農場と車で五分程度の社福の自社工場に運搬し、荒茶に仕上げ、顧客の注文があった時点で火入れを行い製品に仕上げる。これらの全ての工程に障害者が大きな貢献を果たす。若い元気な障害者は、乗用摘採機の運転操作、運搬補助や製造機械への生葉の投入などで力を発揮してくれ、年配の女性は最終工程の分量計測や製品へのシール張りなど、能力や体力に応じた仕事を担っている。

茶園管理は年間を通じて肥料や農薬の散布などに従事しているが、特に春先は霜害対策において夜を徹することもある。「共汗共育」の理念に従いリードする職員の後姿をみて、嬉々として作業する障害者の姿は、障害者雇用を行ううえで最も大切な実践を示していると考ええる。



「養豚生産・肥育牛生産部門」

茶と並んでもう一つの大きな柱が養豚の部署である。社福の敷地内で五頭から始まった豚の繁殖と肥育生産は、厩舎を拡張しながら、母豚一五〇頭体制で年間出荷頭数が三、〇〇〇頭を出荷するまでになっている。

種付けや注射などは職員が行うが、茶の部署と同様、養豚の仕事でも障害者の活躍する場が多い。餌やりやお産の補助（夜間に及ぶこともある）などの他に、清掃や糞尿の掻き出しは厩舎の清潔さを維持する面からも重要な作業である。障害者の特性である勤勉さ、地道できっちりとした仕事ぶりは健常者にも勝るとも劣らない。本当に頭の下がる思いである。

社福では繁殖を担当するがその後子豚は母豚と分離し、社福から生産組合が買い上げて肥育し出荷される。

その際も二つの法人間で労務委託契約が交わされ、労働力の提供に対して賃金が支払われる。

牛の肥育については農場内に厩舎があり、現在三〇頭を飼育している。作業内容は養豚と同様の給餌や牛舎の清掃が障害者の主な作業となっている。

「豚肉加工部門」

生産組合から出荷された豚は、と畜場へ依頼し枝肉となる。この枝肉を社福が買い入れ、施設内の工場で解体を行い、精肉や手作りハム・ソーセージ、餃子、コロケ、ミンチなどに加工される。

障害者はスタッフと一緒に包丁を使い枝肉処理をするほか、パック詰め、ラップがけなどに従事する。ハム・ソーセージ、餃子などの加工品に携わる障害者も、一つ一つの商品ができる各段階で障害に応じた貢献をしている。

「野菜栽培（水耕・土耕）部門」

園芸ブームだった頃、ガラスハウスを拡張し花卉栽培を行い、鹿児島県庁や県の大型公園などに多くの花苗を供給したが、ブームの衰退とともにガラスハウスに空いたデッキが目立つようになった。そこでそれらを利用して水耕栽培を開始した。小ネギに始まり、現在ではチンゲン菜やサラダ菜などを県内のスーパーなどに納めている。

る。これまで紹介した茶の栽培や後述する土耕野菜栽培など、農業は酷暑、極寒という極めて厳しい環境下での作業が中心になるが、ガラスハウス内で行う水耕栽培は、障害の程度の重い人や女性・高齢の障害者にとって快適な条件で作業ができるという利点がある。

土耕野菜栽培は農場内で一般的な野菜の栽培を行っているが、ビニールハウスでトマトなども作っている。販売先は自前のアンテナショップや地域の物産館、スーパーマーケットの地産地消のブースなどで扱っていただいている。

「大豆栽培・花卉栽培部門」

大豆の栽培は、取り組みを始めた最初の年に台風の被害を受けたが、次年度以降はハウスでの栽培も試行するなど技術指導を受け、現在では休耕地の借り上げなど規模を拡大している。

生産された大豆は鹿児島市にある社福施設が買い上げて、自社豆腐製造工場で豆腐や豆乳、その他の豆腐製品に加工し、移動販売車で直接顧客との販売を行うなど、鹿児島市を中心に年々確実にファンを増やしている。

花卉栽培は前述のとおり、厳しい経営状態で徐々に栽培面積を縮小中である。水耕栽培と同じく、障害者の労働環境は恵まれており、ポット花苗や野菜の部署に野菜苗を供給している。

6 『営業・販売の拡大』

鹿児島市の社福の施設は自社豆腐工場を持っているが、別施設では、花の木農場で作られた果実や豆乳を使ったイタリアンジェラート（アイスクリーム）が人気を呼んでいる。

これまで紹介したとおり、茶や豚肉製品、豆腐などの自社製品は、福祉と結び、生産から製造、販売にいたるまで、障害者とスタッフの汗の結晶である。畜産で排出される糞尿を堆肥化することで循環型農業を実践し、殆どを社福と生産組合で製品化しているため、生産履歴（トレーサビリティ）も確保でき「花の木農場」ブランドの製品は「安心・安全」という認知ができてつつあるが、一層の普及を図りたい。

アンテナショップやスーパー、鹿児島島の食材にこだわった飲食施設等に outlet し販売網を広げているが、社福では珍しく営業の職員を早くから配置するなど販売に力を入れてきた。現在では冷凍・冷蔵車による移動販売で直接顧客と接しているが、高齢率の激しい農村では日常の買物



も苦勞が絶えない中、玄關まで届けてくれる移動販売は地元住民からも感謝の声が聞かれ、貢献度も高いと自負している。

7 『なぜ営業・販売か』

全国の就労施設での障害者に対する賃金月額はおおよそ一・三万円。ちなみに当社福では障害者の程度に応じて金額が異なるが、平均すれば約三万円。しかし、鹿児島県で最も利便性の悪い地域に位置する我々の法人では、障害者に良い条件を提示できなければサービスを買ってもらえない時代であり、そのためにも高い賃金を支給する体制を築かなければならない。障害者基礎年金の月額は一級が月額約八・三万円、二級が約六・七万円であり、就労のできる障害者の多くは二級である。賃金を四〜五万円支給できれば、月額一〇万円を超えグループホーム等での生活が可能になり、彼らの地域生活を後押しできる。営業で販売に力を注ぐのも、障害者の期待に添いたいとの思いとともに、継続した経営を行っていくために不可欠である。

8 『新たな展開』

「触法障害者」という言葉がある。刑務所を出所してもすぐに舞い戻ってきてしまう受刑者を調査したら、障

害者や高齢者がかなりの割合で含まれていることがわかった。社会復帰の手助け、再犯防止を目的とする更生保護施設や、刑務所と地域への橋渡しを役割とした地域生活定着支援センターなどから相談や依頼が増加しており、社福で数名受け入れを始めている。

住まいと食事が確保されると、次の段階は働く場所が必要になる。刑務所を出所しても、身寄りがなかったりそれまでの経歴から社会が受け入れてくれなかったりという悲しい実態があり、結果的に盗みや犯罪を繰り返して刑を重ねて（累犯）しまう。その結果、罪が重くなるという悪循環を我々の法人が「働き」を準備して受け入れるのである。国の重要課題とは言え、これらの対象者への対応は未だ受け入れ態勢が不十分で、当法人では農業、畜産を就労の柱として支援を開始している。

更生保護施設で暮らす子供たちが、春休みや夏休みなどを利用して農場で障害者と農業・畜産を体験するなど、制度にとらわれない受け入れも行っているが、これらの事例を通じて言えることは従来の縦割りではなく、対象者横断的な地域福祉が求められていることを示しているものと感ずる。

9 『人材の育成』

「花の木農場」は、理事長の類稀な先見性と行動力、

人脈などによって規模拡大を実現してきた。その結果、農業基盤の整備はこの四〇年近くでかなり出来上がったと感じるが、今後はこの基盤の上に魂を入れていくことが重要だと感じている。

そのためには「人」が全てを決めると言っても過言ではない。法人の理念をしっかりと受け止め、率先できる若い人材を厚くしていくことが喫緊の課題であり、二つの法人に共通する理念を理解させる意味から、まず農業・畜産を障害者とともに経験しながら、我々の事業所で耐え得るスタッフとなれるか、自己研修、トライアルの場でもある。

くおわりにく

南大隅町の置かれた状況は交通のアクセスの不便さ、超高齢化、人口流出、生産労働力の低下など地域に明るさを見出せない。唯一この地域にある地元高校が閉校の危機にあり、ますます地域が疲弊することは明らかである。

今後この地域で安定的に法人運営を行っていくには、農業、畜産とどう向き合っていくかを真剣に追求していく必要がある。

耕作放棄地の拡大が社会的に問題になり始めた二〇〇九年に、農地法の大きな改正があったが、「農地を適正か

つ効率的に利用する」ならば農業者でなくとも原則自由に農業参入できるようになった。これを受けて多くの企業が農業をビジネスチャンスととらえ参入しているが、大規模経営の農業が望まれている中、我々も周辺の農地の借り上げを開始している。企業が参入する際には地域の就農者といかに折り合いをつけるかも大切な要因だが、我々が持つ多くの資源（障害者の労働力等を含む）を地域活性化に大いに活用し、文化的交流イベントで娯楽提供などの努力を重ね、理解を広げてきた。

また茶生産は茶園管理・生産から製造加工、販売まで、豚生産は種付け、肥育、解体加工、販売まで、野菜や豆腐・ジェラートも生産から加工まで一貫した「六次産業化」を確立し、安心・安全の食の提供に努めながら、この地域に「白鳩会」「生産組合」があって良かった、法人を支えるために手を差し伸べたい、と思って頂けるような「オンリーワン」の組織作りを目指して一層邁進したい。

TPP参加問題・日米首脳会談と日米両政府等の動向

—アメリカ政府は、対日要求を明示すべきである—

日本農業研究所客員研究員 服部 信司

1 日米首脳会談：野田首相、参加表明にふみこまず

四月三〇日、アメリカ・ワシントンDCにおいて行われた日米首脳会談において、野田首相はTPPへの日本の参加表明に踏み込まず、共同声明において「両国は日本のTPP参加について協議を続ける」としただけであった。野田首相は、慎重な言い回しに終始し、その発言内容は、「TPP交渉参加に向けて協議を開始する」とした昨年十一月の表明内容とほとんど同じであったといわれる。

他方、オバマ大統領は、会談後の昼食会において、「自動車、保険、牛肉の三分野に関心がある」として、三分野に言及し、暗にこれらについての日本の対応を求めた（自動車について、何を日本に求めているのかは不明）。

2 なぜ、首相は踏み込まなかったのか

当初、日本サイドは、この日米首脳会談において、「アメリカが近い将来における日本の参加を支持する」意向を表明することを望んでいたといわれる。だが、そうはならなかった。アメリカは、自動車、保険、牛肉の三分野についての日本の対応について確証が得られなかったからであると思われる。

そのなかで、首相サイドは、日本自身が参加表明、ないし、それに近い形の表明を行い、日本のTPP交渉参加に向けて政治的に一步を踏み出すこと—これによってTPP参加の流れを作る。首相・大統領が参加の意向を表明しているカナダ・メキシコと同じ立場に立つ。アメリカに遅くとも七月までに新規加盟国受け入れ表明を促すこと—を考えたとみられる。そこから、先月「日米首

脳会談における首相のTPP参加表明“問題が急浮上した”のである。

だが、国内・民主党内に強い反対・懸念が存在する状況のなかで、TPP交渉への参加表明を強行すれば、民主党内の消費税慎重論とTPP反対・慎重論が連動し、消費税の国会審議推進に影響することは避けられない。

また、首相がTPP参加表明を行わなくとも、今回の日米首脳会談は、アジア太平洋地域における日米の防衛協力（日本の動的防衛力の構築構想を含む）を中心に設定し、日米関係の強化を図る場となりうる。こうした展望を日本サイドが持ちえたことが、首相が日米首脳会談を前に（四月一八日）「TPP参加表明は行わない」という意向を固めることにつながったと思われる。

以下、この間の日米事前協議とそれを巡る動きを検討し、日米協議の今後とその問題点を見ていくことにする。

3 一の間の日米協議

アメリカ通商代表部（USTR）は、昨年一二月、日本、カナダ、メキシコのTPP参加について業界団体からパブリックコメントを募った（期限一月二三日）^①。

本来ならば、通商代表部は、このパブリックコメントを踏まえて、対日事前協議の方向を策定し、それに基づいて日米事前協議を行う。

だが、正式の日米協議は、二月七日に局長級レベルでおこなわれ、二月二一・二二日に課長級の実務者レベルでおこなわれたものの、それ以降、一度も行われていない。日米協議は進展していないのである。そこには、次の点に関係している。

(1) アメリカの自動車団体が日本の参加に反対の態度をとっている。

(2) アメリカ（通商代表部）が大統領選挙前（七月まで）にTPP交渉を可能な限り前に進め、そこまで合意したことを第一段階の合意としてまとめようとしており、それには、現交渉参加国だけで進めた方がスムーズに行くと考えられている（七月までは、日本等の参加を必ずしも急がない）。

しかし、正式の日米協議が行われていないからと言って、日米間の折衝が何も行われていないというのではない。非公式・水面下の日米折衝・情報交換・協議（外務省、経産省などとアメリカサイド）が行われているとみなければならぬ。

4 アメリカ自動車業界・具体的な対日要求を提起せず

(1) 自動車業界・通商代表部の要請を拒否

GM、フォード、クライスラーの三者が構成するアメ

リカ自動車政策協議会（AAPC）は、通商代表部へのパブリックコメントにおいて「現時点での日本のTPP交渉への参加に反対」とし、「日本のTPPへの参加を許可することについて検討する前に、日本は、まず、輸入への開放数量を約束する必要がある」とした。アメリカ自動車産業界の目的は、日本の交渉参加阻止であるから、日本の参加について条件を付けるというようなことは一切していなかった。

その後、通商代表部は、自動車業界に対し白紙での（何ら具体例を示さない形で）反対はやめ、日本に対して措置してほしい日本の障壁問題を具体的に挙げるように迫ってきた。しかし、アメリカ自動車業界は、それに応えず、「日本の歴史的に閉ざされた自動車マーケット問題は、貿易協定では解決されない。日本の自動車輸入が、他の先進国と同じ輸入比率（四〇％）になることが必要」と繰り返し返すだけであったといわれる。

(2) 外国貿易障壁報告における日本の自動車分野

アメリカ通商代表部は、四月二日、二〇一二年度の外国貿易障壁報告^⑥を発表した。

そこにおいて、日本の自動車・同部品について「重大な懸念」を示しつつも、その障壁について具体的な事例を示してはいない。それらしきものは、次の二点である。

1) 新しい技術を用いる自動車を導入する際に、タイム

リーで効率的な認証方法において透明性を欠く。
2) 分配・サービスのネットワークの展開を妨げる障壁が存在する。

だが、以上は極めて抽象的である。このことは、アメリカの自動車業界が、依然として通商代表部に日本の具体的な障壁を示していないことを意味している。

(3) 通商代表部と自動車業界

このように、通商代表部と自動車業界の間には、一種の緊張が存在すると言われる。しかし、自動車業界、とりわけ自動車労働組合（UAW）はオバマ政権・民主党の有力な支持基盤である。その意向を切り落とす形で日本のTPP参加を決めることできない。

そこから、日本政府や民主党訪米団に対して「業界の意向・懸念（パブリックコメントに示される）」を伝え、それに対する日本側の対応を求めるといふ動き^⑦になっているといえよう。だが、日本の自動車関税はゼロである。また、日本で外国の企業が自動車販売会社を作ることに何らの問題（障壁）も存在していないのである。

5 アメリカ生命保険業界…TPP参加許可国に日本を挙げず

(1) アメリカ保険協会のパブリックコメント（一月）…日本の参加を支持し、特定の条件を付けず

アメリカ保険団体「アメリカ保険協会（AIA）」は、一月の通商代表部へのパブリックコメントにおいて「日本の交渉への参加を支持する。ただし、交渉を遅らせてはならない。また、これまでの交渉で合意した自由化合意の低下をもたらしてはならない。TPPの合意は、少なくとも、米韓FTAと同様のものが必要」とした⁴⁾。

一月時点では、アメリカ保険業界は、日本の交渉参加を支持するとしてうえで、TPP交渉全体に対するアメリカ保険業界の要請を提起していた。

だが、民主・自民・公明三党の合意による郵政民営化見直し法案が国会に上程された段階（四月上旬）で、アメリカ保険業界ととりわけ、アメリカ生命保険業者協会（ACLI）の態度が硬化する。

(2)アメリカ生命保険業者協会・郵政民営化見直し法案に強い懸念を表明

郵政民営化見直し法では、郵貯銀行とかんぽ生命の株式は、郵政民営化法における「全株売却（完全民営化）」から「すべてを処分することを目指す」に変わり、郵貯銀行・かんぽ生命は、政府の保有株式が五〇％以下になれば、その事業は届け出制となるので、自らの判断で新事業（がん保険などの新商品の発売など）を行いうることになる。

これに対し、アメリカ生命保険業者協会（ACLI）

と他の一五団体は、四月六日、郵政民営化見直し法案について強い懸念を表明し、「日本政府がバックアップするかんぽ生命は、WTOの規定する民間業者との同等性に反する」、「かんぽ生命が新商品の販売を停止するよう日本政府の関与を求める」とした⁵⁾。

アメリカ生命保険団体（ACLI）の懸念表明は、現在アメリカの生命保険会社アフラックが七割を超すシェアを持っている日本国内のがん保険市場へのかんぽ生命の参入を警戒してのことである。

また、ここから「かんぽ生命が新商品（がん保険）の販売をしない」という何らかの保障を日本政府から取り付けることが、アメリカ保険業界の具体的な要求であると同うことができる。しかし、民営化した企業（かんぽ生命）の新規事業活動に対して、政府が規制をかけることは容易に考えられない。それでは、民営企業になった意味がなくなるからである。

(3) TPP参加許可国に日本を挙げず

郵政民営化見直し法が成立した段階（四月二七日）で、ACLIの態度はさらに硬化する。

五月一日（日米首脳会談の翌日）、ACLIは、通商代表部に対して、カナダ・メキシコのTPPへの参加許可を主張する文書を送った。両国は、「TPP交渉における意欲的な目標を支持しており、この分野でアメリカとの

協力国となりうる」^⑥というのが、その理由である。そこには、日本への言及は何もない。

これは、郵政民営化見直し法の成立に伴うアメリカ保険業界の懸念に日本政府が応えなければ、アメリカ保険業界も日本のTPP参加に賛成しえないという日本政府への警告である。

6 日米協議の今後・アメリカ政府は対日要求を明確に提起すべきである

アメリカの有力情報誌は、「日米協議のスピードは、自動車、保険、牛肉について、両国が実質的合意にいか早く達するか、両国が三分野をいかに措置するかの道を見出すことにかかる」としている。そこに日米協議の帰趨がかかると置き換えてもいいであろう。

では、三分野についてアメリカは何を求めているのか。これについて、アメリカサイドはアメリカ業界団体の懸念を日本側に伝え日本側の対応を暗に求める態度をとり続けており、アメリカ政府しての対日要求を提示していない。だが、日米事前協議の焦点がアメリカの対日要求の内容にあることは明らかである。

アメリカ政府は、政府としての日本がTPPに参加する場合の対日要求を、日本政府に対して明確に提起する必要がある。日米事前協議は、それによって初めて日本

のTPP参加をめぐる協議になるのであり、また、日本がTPP交渉参加の是非を判断することができるのである。言いかえれば、アメリカ政府の具体的な対日要求が提示されなければ、日本は日本の国民は、TPP参加の判断をすること自体ができないのである。

注(1) 日本のTPP参加に関するアメリカ業界団体の通商代表部へのパブリックコメントについては、服部信司「TPP事前協議の動向」本誌二〇一二年三月号』を見られたい。

注(2) USTR, National Trade Estimate on Foreign Trade Barriers, 2012.

注(3) アメリカ商工会議所のアジア担当者は、自動車問題への日本側の対応として、「米韓FTAの二〇一〇年交渉でアメリカが韓国から得たもの」を挙げている。それは、①燃費、二酸化炭素排出基準の一部についてアメリカ車を免除する。②韓国の安全基準をアメリカ車二五〇〇台について免除する」というものである。だが、自動車にとって最も重要な安全基準や環境基準について免除するということ（それを受け入れた韓国―米韓FTA）が問題なのであって、このようなことを日本政府・日本国民が受け入れることはあり得ない。

注(4) 服部信司、前掲「TPP事前協議の動向」五〇頁。

注(5) ACLI, ACLI News Release, April 6, 2012.

注(6) ACLI, ACLI News Release, May 1, 2012.

補記

1 日本郵政…当面がん保険に参入せず

五月八日、日本郵政の齋藤社長は、「がん保険への参入を当面は凍結する」考えを示した。齋藤社長は「政府のTPP交渉の邪魔をしようという考えはない」（朝日新聞、二〇一二年五月二二日）と話したとされるが、「がん保険の販売を停止するように」というアメリカの要請に応じたものといわざるを得ない。当の日本郵政自体が、いち早く、アメリカ保険団体の要請を受け入れる考えを表明したのであるから、日米協議の最大の問題であった「保険」問題は、事実上、なくなったといっている。

すでに、牛肉については、「日本政府が牛肉月齢制限（二〇カ月齢以内）の三〇カ月以内への緩和を食品安全委員会に諮問したこと」をアメリカの牛肉団体が「われわれを勇気づけるもの」と評価している（『本誌二〇一二年三月号』、服部「TPP事前協議の動向」）から、アメリカが問題を指摘する三分野のうち、残るのは自動車となる。

2 問われる日本の側の判断基準、不参加の結論

仮に、アメリカ政府が、以上の自動車を中心とする三分野についての何らかの日本側の「対応」によって、問題がクリアされたと判断し、日本のTPP交渉への参加を受け入れるとしても、日本が交渉に入るか、否かは、

日本が、日本の立場において判断し、決める問題である。この日本側の判断基準には、少なくとも以下の点が含まれる。

- ① TPP参加による日本の国内総生産の増加は、一〇年後〇・五四％（二・七兆円）、年平均〇・〇五四％で極めて小さい。
- ② 関税撤廃による農業への打撃は根底的になる（農水省の試算では農業生産額が半減する）。
- ③ 関税以外の分野において日本が得るものは、ほとんどない。逆に、アメリカは、①外国（アメリカの）製薬会社に対し薬価決定過程への介入を認める、②外国投資家に対し国内投資家を上回る保護を与える（投資家対国家の紛争解決メカニズム）等を提案している。これらは、今後の日本社会のあり方に重大な懸念を与える。
- ④ 中国、インドネシア、タイ等が参加しないTPPに入っても、政府が言う「アジア太平洋の需要を取り込む」ことにはならない。アジアにおける経済連携は、世界の成長センターである中国を含む「日中韓」、「ASEAN+3（日中韓）」、「ASEAN+6（日中韓豪印ニュージーランド）」の充実を考えるべきである。
- ⑤ 以上の判断基準から出る結論は、TPP不参加である。アジアにおける経済連携は、日中韓、ASEAN+3、ASEAN+6を軸に進めて行くということである。

放射性物質に汚染された農地の

農業機械を利用した表土除去技術

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構
中央農業総合研究センター 作業技術研究領域 長坂善禎・小林 恭

1、はじめに

二〇一一年三月一日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、東日本の広範囲にわたって放射性物質が降下し、農地を含む広い範囲が汚染された。一九八六年のチェルノブイリ原子力発電所の事故後の調査では、降下した放射性物質による土壤汚染は表層に集中していると報告されている（IAEA、二〇〇六）。今回の事故においても同様の状況であれば、表層の土壤を除去することで汚染された農地を利用可能な状態に回復させることが期待できる。筆者らは農業機械を利用した土壤中の放射性物質を低減させる作業体系の確立を目的とし、井関農機株式会社、株式会社キキ東北の協力を得て、飯舘村内の農家の水田及び畑で表土除去

実証試験を行った。本稿ではその概要について報告する。

2、水田における表土除去試験

水田における表土除去実証試験は、二〇一一年六月一日から一五日にかけて、飯舘村内の八aのほ場で実施した。ほ場は前作の水稲収穫以降耕起等の作業は行っておらず、稲株が残っている状態であった（図1）。作業前に土壤の放射性ヨウ素及びセシウムの層別の分布を調査したところ、放射性ヨウ素は検出されず、放射性セシウムのほとんどが地表付近に分布しており（表1）、表面から3cmの範囲の土を除去すれば、土壤中の放射性セシウムの濃度が、稲の作付制限対象区域を設定する際の判断基準としている放射性セシウム濃度（土壌1kgあたり五〇〇〇ベクレル）を下回ると予測された。ほ場には不陸

図3 削り取り



図1 作業前の水田ほ場



図4 作業後の計測



図2 表土の砕土



があったため、余裕を見て4cmから5cm程度削ることを目標に作業を行った。作業は表土の砕土、削り取り、ほ場内での集積、ほ場外への排出、袋詰め 순 に行った。

まず、七五馬力出力のトラクタにパワーハローを装着し(図2)、土壌の表層を膨軟にした。耕深は5cm程度とし、深さの制御は三点

ヒッチのトップリンク位置と砕土輪の高さを調整することでを行った。砕土後、トラクタにリアブレードを装着し、膨軟にした土壌を削り取った(図3)。トラクタをほ場の短辺方向に複数回走行して表土を集積した。ほ場の隅や、リアブレードの横に少量こぼれた土はフロントローダ付きのトラクタを使用して回収した。表土を削り取った後は土壌表面の放射線量をこまめに計測し、放射性物質を含む土が十分取り除かれていることを確認した(図4)。その後、ほ場内に集積した土をフロントローダで

表1 作業前の深さ別の土中の放射性セシウムの分布(水田)

土壌深さ (cm)	Cs-134 (Bq/kg 乾土)	Cs-137 (Bq/kg 乾土)
0-1	53,100	56,400
1-2	2,980	3,120
2-4	1,490	1,570
4-6	382	433
6-10	130	136

表2 各作業の作業能率

作業場所	作業の種類	作業能率	作業者数
ほ場内	砕土(パワーハロー)	15~20分/10a	1
	表土削り取り(リアブレード)	40~50分/10a	1
	表土(集積残渣)集積(フロントローダ)	20~25分/10a	1
	排土(フロントローダ)	50~60分/10a	2
	合計	125~155分/10a	
ほ場外	バックホーによる袋詰め	15~20分/袋	2
	4cm除去する場合	600~800分/10a	

表土除去後の水田では、放射性物質の濃度を確認した後に耕うん、代かきを行い、水稻ひとめぼれとあきたこまちの移植を六月二〇日に行った。一〇月一日に収穫を行ったところ、例年より一ヶ月程度移植時期が遅れたものの、あきたこまちの収量が一〇aあたり五三〇kg程度、ひと

ンプトラックに積載し、ほ場近くのコンクリート打ちの平坦な場所に運搬して集積し、後日バックホーによりフレキシブルコンテナに詰めた。砕土から袋詰めまでの各作業の能率を表2に示す。作業の中ではフレキシブルコンテナへの土詰めにもっとも時間を要している。最終的に除去した土はフレキシブルコンテナ三七袋となり、計算では表土を四cm程度除去したこととなる。作業後の放射性物質の濃度は一五cm深さで土壌一キログラムあたり五〇〇〇ベクレルを下回る二六〇〇ベクレルとなった。

図5 シロザに覆われた実証ほ場



図6 削り取った表土の排出



めぼれの収量が四一〇kg程度となった。収穫後の玄米に含まれる放射性セシウムの濃度を分析したところ一kgあたり二〇ベクレル程度であり、食品衛生法上の暫定規制値を大幅に下回っていた。

3、畑における表土除去

畑における表土除去実証試験は、二〇一一年八月二五日から二六日にかけて飯館村内の二〇aのほ場で実施した。前作がタバコで収穫後に耕起しており、作業を行う直前には一面に草丈二mを越えるシロザに覆われていた(図5)。土壌の放射性ヨウ素及びセシウムの層別の分布

表3 作業前の深さ別の土中の放射性セシウムの分布 (畑)

土壌深さ (cm)	Cs-134 (Bq/kg 乾土)	Cs-137 (Bq/kg 乾土)
0-1	21,900	30,500
1-2	11,800	16,300
2-4	3,870	5,220
4-6	440	692
6-10	95	131

て表土を砕土し、リアブレードで五分の土を削り取り、フロントローダでダンプロトラックに積載して(図6)ほ場外へ排出した。土はダンプロトラックを二台使用してほ場から五km程度離れた場所に運搬し、後日バックホーを使用してフレキシブルコンテナに詰めた。最終的に除去した土はフレキシブルコンテナに二〇袋となり、計算では表土を四cm程度除去したこととなる。作業後の放射性物質の濃度は水田同様に土壤1kgあたり五〇〇〇ベクレルを下回る二八〇〇ベクレルとなった。

を調査したところ、放射性セシウムは検出されず、放射性セシウムのほとんどが水田同様地表付近にあり(表3)、表面から四cmの範囲の土を除去すれば、土壤中の放射性セシウムの濃度が上限値を下回ると予測された。畑では事前にディスクモアにより約一〇a分の除草作業を行った。シロザ除去後、水田での作業と同様にパワーハローを使用し

4、おわりに

今回の実証実験で農業機械を利用した表土除去の作業体系を構築した。水田において表土を約四cm削り取ることににより、稲の作付制限対象区域設定の際の判断基準としている放射性セシウム濃度(土壤1kgあたり五〇〇〇ベクレル)より低下することを確認した。また、表土除去後の水田に水稲を作付けしたところ、玄米の放射性セシウムの濃度は暫定規制値より低い値であった。このほか畑においても表土除去の実証試験を行い、土中の放射性セシウムの濃度が低下することを確認した。今回の作業体系ではフレキシブルコンテナへの土詰め作業に時間を要しているため、その作業の効率化が必要であると考えられる。

参考文献

INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY (IAEA) (2006), Environmental Consequences of the Chernobyl Accident and their Remediation: Twenty Years of Experience, IAEA, pp.33-34
<http://www-publiaea.org/MTCD/Publications/PDF/Pub1239-web.pdf>

お詫びと訂正のお願い

前号(七二七号)の井手准教授の名前を表紙・目次部分を誤って記載しました。お詫びし訂正をお願い致します

編集部

編集後記

◎“お恵み”から“自立”への方向転換を目的に、身体・知的・精神障害者対応施策の統合を意図する障害者自立支援法が二〇〇五年に制定された。しかし、長引く経済の低迷が健常者の雇用機会を極端に狭めている今日、障害者のそれも輪をかけて厳しく、あまり話題に上っていないが、解雇問題も後を絶たない状況といわれている。

本号の濱田氏がいわれるように障害者の就業割合が四〇％程度で、そのうち非常用雇用者の割合が五九％、平均月収が一万三千円程度ということだから、その厳しさも推し量れよう。障害者雇用促進法では、従業員二〇一人以上の企業は障害者をその一・八％以上雇用しなければならぬが、今日なお目標を大きく下回っている。その要因には、雇う企業側に配慮し法定雇用率を低く抑え、しかも満たせない場合のペナルティも軽いことが企業の社会的責任を認識させない一因と指摘する識者が多い。厳しい経済を背景に労働力の買いたたきが横行している今日、障害者雇用の場でも同様だとしたら、誠に情けないとしか言いようがない。

農業の分野が障害者の活躍できる場として相応しいこ

とはつとに知られており、本号でも多くの事例が紹介されている。高齢化やマッチングの課題も指摘されているが、農業の分野に障害者を労働力として受け入れる事例が増えていることは大いに歓迎したい。担い手の減少が大きな課題となっている今日、障害者が生き甲斐を持つて労働に携わり、その対価によって自立への環境整備につながることにできればこんな喜ばしいことはない。難しい時代に生きているだけに、今後の動向に注目していきたい。

◎国内の全原発が止まり夏場の電力不足が心配されるなか、政府が電力供給対策を決めた。供給余力が比較的大きい東北・東京電力を除く全国七電力の管内には節電の目標数値が設定され、特に需給が厳しいと見られる関西・九州・北海道・四国の四社は計画停電も準備するという。休止原発の再稼働にこだわり、節電対策を後手に回した政府の責任は重いが、原発にあぐらをかき国民に「オール電化」を煽る一方で緊急時に供給責任を果たせない電力会社には申し開きもあるまい。加えて、節電要請を比較的冷静に受け止める国民の一方、原発推進に乗り、電力を使い放題できた企業が悲鳴を上げる風景はなんとも見苦しい。それもこれも脱原発社会への第一歩にしなればならないと思う。

(太田)